# 資　料　編

〔資　料〕

# ○ 防災関係機関の連絡先

1　町

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 野木町役場 | 下都賀郡野木町大字丸林 571 | 0280-57-4112 |

2　消防機関

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 小山市消防本部 | 小山市神鳥谷 934 | 0285-22-1119 |
| 小山市消防署野木分署 | 下都賀郡野木町大字丸林 149 | 0280-57-1119 |

3　指定地方行政機関

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 栃木労働局栃木労働基準監督署 | 栃木市沼和田 20-24 | 0282-24-7766 |
| 栃木労働局小山公共職業安定所 | 小山市喜沢 1475<br>（小山ゆうえんちﾊｰﾍﾞｽﾄｳｵｰｸ内） | 0285-22-1524 |
| 関東農政局宇都宮地域センター | 栃木市城内町 2-2-28 | 028-633-3311 |
| 東京管区気象台宇都宮地方気象台 | 宇都宮市明保野町 1-4 | 028-635-7260 |
| 関東地方整備局<br>利根川上流河川事務所 | 埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1 | 0480-52-3952 |
| 〃　藤岡出張所 | 栃木市藤岡町藤岡無番地 | 0282-62-2142 |
| 〃　古河出張所 | 茨城県古河市桜町 4-8 | 0280-22-0487 |
| 関東地方整備局渡良瀬川河川事務所 | 足利市田中町 661-3 | 0284-73-5551 |
| 〃　佐野河川出張所 | 佐野市堀米町 3971-10 | 0283-21-6810 |

4　自衛隊

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 陸上自衛隊第 12 特科隊 | 宇都宮市茂原 1-5-45 | 028-653-1551 |

5　県の機関

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 栃木県県民生活部消防防災課 | 宇都宮市塙田 1-1-20 | 028-623-2136 |
| 栃木土木事務所 | 栃木市神田町 6-6 | 0282-23-3433 |
| 県南健康福祉センター | 小山市犬塚 3-1-1 | 0285-22-0302 |
| 下都賀農業振興事務所 | 栃木市神田町 5-20 | 0282-24-3425 |

6　警　察

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 小　山　警　察　署 | 小山市若木町 1-6-40 | 0285-25-0110 |
| 〃　野木交番 | 下都賀郡野木町大字丸林 383-16 | 0280-56-1703 |
| 〃　佐川野警察官駐在所 | 下都賀郡野木町大字佐川野 493-4 | 0280-56-0577 |

7　指定公共機関

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 郵便局(株)関東支社野木郵便局 | 下都賀郡野木町大字丸林 397-12 | 0280-56-2034 |
| 郵便局(株)関東支社野木駅東口郵便局 | 下都賀郡野木町大字丸林 560 | 0280-57-1611 |
| 東日本電信電話(株)栃木支店 | 宇都宮市平出工業団地 48-2 | 028-662-4256 |
| (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ栃木支店 | 宇都宮市大通り 2-4-3 | 028-651-6107 |
| ＫＤＤＩ(株)小山テクニカルセンター | 小山市神鳥谷 1828 | 0285-28-5156 |
| 東京電力(株)栃木支店 | 宇都宮市馬場通り 1-1-11 | 028-305-8025 |
| 東京電力(株)栃木南支社 | 小山市駅東通り 2-23-25 | 0285-35-3301 |
| 東日本旅客鉄道(株)野木駅 | 下都賀郡野木町大字丸林 322-1 | 050-2016-1602 |
| 日本赤十字社栃木県支部 | 宇都宮市若草 1-10-6 | 028-622-4801 |
| 日本放送協会宇都宮放送局 | 宇都宮市中央 3-1-2 | 028-649-6330 |

8　公共的団体・その他防災上重要な施設~~の管理者~~

| 機　関　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 小山農業協同組合野木支店 | 下都賀郡野木町大字中谷 523-1 | 0280-56-0003 |
| 野木町商工会 | 下都賀郡野木町大字丸林 384-4 | 0280-55-2233 |
| 小山用水土地改良区 | 下都賀郡野木町大字南赤塚 1200-2 | 0280-55-0401 |
| 小山地区医師会<br>野木町医師団（代表　寺内整形外科） | 小山市花垣町 1-13-39<br>下都賀郡野木町大字友沼 6507-1 | 0285-22-5993<br>0280-57-9811 |
| 野木町社会福祉協議会 | 下都賀郡野木町大字友沼 5840-7 | 0280-57-3100 |
| 小山広域保健衛生組合<br>小山広域クリーンセンター | 小山市塩沢 604 | 0285-21-3330 |
| 小山広域保健衛生組合<br>中央清掃センター | 小山市塩沢 576-15 | 0285-24-3194 |
| 野木町建設産業連絡協議会<br>（代表　ﾌｸﾀﾞ工業） | 下都賀郡野木町大字友沼 4976 | 0280-55-2061 |

## ○ 人口と世帯数の推移（国勢調査）

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 18,983 | 23,676 | 26,489 | 26,674 | 25,907 | 25,720 |
| 男性 | 9,422 | 11,821 | 13,231 | 13,261 | 12,869 | 12,700 |
| 女性 | 9,561 | 11,855 | 13,258 | 13,413 | 13,038 | 13,020 |
| 65歳以上の人口割合 | 8.2 | 8.9 | 11.2 | 13.9 | 16.9 | 21.0 |
| 世帯数 | 4,966 | 6,588 | 7,763 | 8,347 | 8,568 | 9,122 |
| 一世帯当たりの人員 | 3.8 | 3.6 | 3.4 | 3.2 | 3.1 | 2.8 |

## ○ 道路の現況

1　町道　（平成24年4月1日現在）

| | |
|---|---|
| 総延長 | 311,907.7m |
| 路線数 | 885 |
| 道路敷面積 | 1,896,767.52 ㎡ |
| 道路部面積 | 1,797,888.31 ㎡ |
| 重用延長 | 3,549.9 m |
| 舗装延長 | 243,623.6 m |
| 未舗装延長 | 62,019.2 m |
| 実延長 | 305,642.8 m |

2　国道4号　（平成23年4月1日現在:野木町内の部分のみ）

| | | |
|---|---|---|
| 総延長 | 5,278 m | （道路部　5,271m　橋梁部　7m） |
| 改良済延長 | 5,278 m | （道路部　5,271m　橋梁部　7m） |
| 舗装済延長 | 5,278 m | （道路部　5,271m　橋梁部　7m） |

3　県道　（平成23年4月1日現在:野木町内の部分のみ）

| 路線名 | 総延長 m | 重用延長 m | 実延長 m | セメント系 | アスファルト | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 高級 | 簡易 | 計 |
| 南小林松原線 | 984 | 0 | 984 | 0 | 984 | 0 | 984 |
| 境間々田線 | 2,117 | 0 | 2,117 | 0 | 1,362 | 755 | 2,117 |
| 野木古河線 | 348 | 0 | 348 | 0 | 0 | 348 | 348 |
| 東野田古河線 | 7,468 | 702 | 6,766 | 0 | 2,002 | 4,764 | 6,766 |
| 佐川野友沼線 | 3,704 | 0 | 3,704 | 0 | 2,076 | 1,628 | 3,704 |
| 藤岡乙女線 | 196 | 0 | 196 | 0 | 102 | 94 | 196 |

# ○ 要援護者関連施設一覧

1　浸水想定区域内の要援護者関連施設（思川）

| 施　設　名 | 住　所 | 電話番号 | 避　難　所 |
|---|---|---|---|
| 野木幼稚園 | 友沼 5883-2 | 56-1723 | 野木第二中学校<br>南赤塚小学校<br>野木小学校<br>又は<br>当該施設の 2 階以上の階 |
| 老人福祉センター | 友沼 5840-7 | 57-3100 | |
| 野木病院 | 友沼 5320-2 | 57-1011 | |
| いちご保育園 | 丸林 312-4 | 55-1225 | |
| 菊池クリニック | 野渡 245-2 | 57-2510 | |
| 寺内整形外科 | 友沼 6507-1 | 57-9811 | |

2　浸水想定区域外の要援護者関連施設

| 施　設　名 | 住　所 | 電話番号 | 避　難　所 |
|---|---|---|---|
| ひまわり荘 | 南赤塚 1218-1 | 57-0300 | 南赤塚小学校 |
| 虹の舎 | 佐川野 1785-1 | 56-1000 | 佐川野小学校 |
| セルプ花 | 若林 443-7 | 54-1387 | |
| 法得幼稚園 | 佐川野 468-1 | 55-0806 | |
| 岩﨑医院 | 佐川野 1806 | 56-0280 | |
| 丸林保育所 | 丸林 582-1 | 56-1708 | 野木町公民館 |
| 木村外科胃腸科内科医院 | 丸林 572-4 | 56-2255 | |
| 鹿野クリニック | 丸林 421-9 | 57-0056 | |
| いなば内科クリニック | 丸林 583-3 | 57-0770 | |
| さくら診療所 | 野渡 1097 | 54-5004 | 野木小学校 |
| こぼれびの舎 | 野木 2639 | 55-1400 | |

# ○ 備蓄倉庫の所在地及び備蓄品目

1　備蓄倉庫の所在地

| 名　　称 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| 野木町防災倉庫 | 野木町役場庁舎敷地内（野木町大字丸林571番地） |

2　備蓄品目　　（平成24年4月1日現在）

| 災害対策備蓄用品 | 数　量 | 備　考 |
|---|---|---|
| 救急箱 | 3ケース（60人分） | |
| 安全ゴム長靴 | 20足 | |
| 真空パック毛布 | 656枚 | |
| 発電ラジオ付ライト | 20個 | |
| ヘルメット | 20個 | |
| サイレン付メガホン | 20個 | |
| 緊急用飲料水精製装置 | 2台 | 処理能力 1 $m^3$／h |
| 携帯セフティーライト | 150個 | |
| 給水タンク | 9セット | |
| 災害用水洗トイレ | 9セット | |
| 防災用作業服上下（作業帽含む） | 40着 | |
| クイックマット | 30枚 | |
| アルファー米　　五目 | 650食 | |
| 山菜 | 420食 | |
| 非常災害用ご飯 | 250食 | |
| マジックライス白飯 | 150食 | |
| 白粥 | 100食 | |
| 牛丼の素 | 172食 | |
| ビーフカレー | 395食 | |
| ドライカレー | 50食 | |
| 非常用飲料水 | 446本（1本：2リットル） | |
| 災害備蓄パン | 24個 | |
| カロリーメイト | 380個 | |
| クラッカー | 30缶（L缶） | |
| ビスケット | 2缶 | |
| ドライミルク | 12缶 | |

## ○ 土砂災害警戒区域指定箇所等一覧表

| 箇所番号 | 箇所名 | 大字 | 行政 | 消防団 | 避難所 | 特別警戒区域の有無 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 364 -Ⅰ- 001 | 宮　　裏 | 野　木 | 総務課 | 第2分団 | 野木小学校 | 有 |
| 364 -Ⅱ- 001 | 台　林　A | 友　沼 | 総務課 | 本部分団 | 野木第二中学校 | 有 |
| 364 -Ⅱ- 002 | 台　林　B | 友　沼 | 総務課 | 本部分団 | 野木第二中学校 | 有 |
| 364 -Ⅱ- 003 | 坂　下　C | 野　木 | 総務課 | 第2分団 | 野木第二中学校 | 有 |

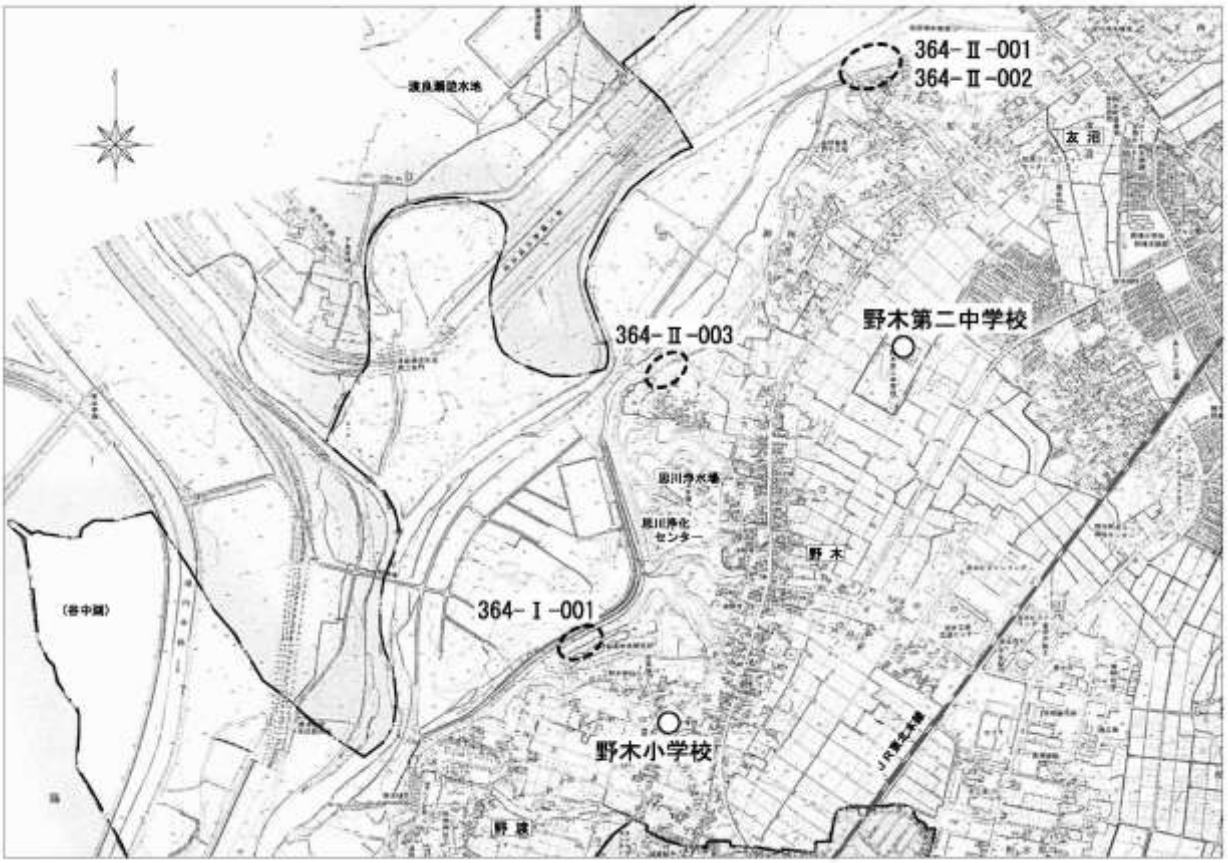


## ○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

| | 箇所名 | 位置 | | 人家戸数 |
|---|---|---|---|---|
| | | 大字 | 小字 | |
| 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ・自然） | 宮　　裏 | 野　　木 | 宮　　裏 | 0 |
| 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ・自然） | 台　林　A | 友　　沼 | 台　　林 | 1 |
| | 台　林　B | 友　　沼 | 台　　林 | 2 |
| | 坂　下　C | 野　　木 | 坂　　下 | 1 |

# ○ 野木町消防団の消防力及び消防水利の現況

1　消防力

| 区　分 | 団本部 | 消　　防　　団 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 種　　別 | | 本部分団 | 第1分団 | 第2分団 | 第3分団 | 第4分団 | 第6分団 | 計 |
| 指　令　車 | 1 | | | | | | | 1 |
| 普通ポンプ車 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |

2　消防水利

(1)消火栓　　(平成24年4月1日現在)

| 消　火　栓　数 | 609基 |
|---|---|

(2)防火水槽

| 容　　量 | 防火水槽数（基） |
|---|---|
| 20ｔ　未　満 | 75 |
| 20ｔ　～　40ｔ | 108 |
| 40ｔ　以　上 | 50 |
| 合　　計 | 233 |

## ○ 浸水時の避難所一覧表

| 地区名 | 避難所名 | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 友沼 | 友沼小学校 | 友沼 916 | 56－0017 |
| 丸林西 | 野木町公民館 | 丸林 571 | 57－4188 |
| 西新橋・松原 | 野木第二中学校 | 野木 4048 | 55－2701 |
| 野木・野渡 | 野木小学校 | 野木 2450-1 | 56－0018 |
| 東新橋・丸林東・中谷・南赤塚 | 南赤塚小学校 | 中谷 508 | 56－0019 |

## ○ 避難所一覧表

| 番号 | 避難所名 | 使用する地域又は地区名 | 収容人員 | 施設の状況 | 管理・運営責任者 |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 友沼小学校 | 友沼地区 | 315 | 体育館、教室 | 議会事務局<br>庶務議事係長 |
| ② | 野木町公民館<br>町体育センター | 松原、丸林東・西、新橋の各一部の地区 | 358 | 体育館、研修室など | 生涯学習課長 |
| ③ | 野木第二中学校 | 野木、松原、新橋の各一部の地区 | 993 | 体育館、教室など | こども教育課<br>子育て支援係長 |
| ④ | 野木小学校 | 野木、野渡地区 | 260 | 体育館、教室 | 税務課<br>収税係長 |
| ⑤ | 南赤塚小学校 | 中谷、南赤塚地区 | 421 | 体育館、教室 | 住民課<br>給付・年金係長 |
| ⑥ | 佐川野小学校 | 川田、佐川野地区 | 241 | 体育館、教室 | 産業課<br>商工観光係長 |
| ⑦ | 新橋小学校 | 松原、丸林東・西、新橋の各一部の地区 | 675 | 体育館、教室 | 図書館長 |
| ⑧ | 老人福祉センター | 松原、丸林東・西、新橋の各一部の地区 | 89 | 集会室など | 社会福祉協議会<br>事務局長 |
| ⑨ | 野木中学校 | 若林、潤島、南赤塚の一部の地区 | 942 | 体育館、教室など | こども教育課<br>学校教育係長 |

※避難所における１人当たりの利用面積は、3.3 ㎡とした。

## ○ 避難地一覧表

| 番号 | 避　難　地　名 | 番号 | 避　難　地　名 |
|---|---|---|---|
| 1 | 友沼川西コミュニティセンター | 10 | 北山公園 |
| 2 | 野渡コミュニティセンター | 11 | 新城公園 |
| 3 | 馬場公園 | 12 | 丸林中央公園 |
| 4 | 丸山公園 | 13 | あじさい公園 |
| 5 | 愛宕公園 | 14 | 赤塚ふれあい公園 |
| 6 | 富士見公園 | 15 | 野木町総合運動公園 |
| 7 | 都公園 | 16 | 新橋西公園 |
| 8 | みずき公園 | 17 | とどろき公園 |
| 9 | さつき公園 | | |

# ○　野木町避難所及び避難地一覧

○　野木町避難所及び避難地位置図

## ○　災害拠点病院一覧表

| 病　院　名 | 所 在 地 | ＴＥＬ | 病　院　名 | 所 在 地 | ＴＥＬ |
|---|---|---|---|---|---|
| 済生会宇都宮病院 | 宇都宮市 | 028－626－5500 | 上都賀総合病院 | 鹿沼市 | 0289－64－2161 |
| ＮＨＯ栃木病院 | 宇都宮市 | 028－622－5241 | 足利赤十字病院 | 足利市 | 0284－21－0121 |
| 宇都宮社会保険病院 | 宇都宮市 | 028－653－1001 | 那須赤十字病院 | 大田原市 | 0287－23－1122 |
| 自治医科大学付属病院 | 下野市 | 0285－44－2111 | 芳賀赤十字病院 | 真岡市 | 0285－82－2195 |
| 独協医科大学病院 | 壬生町 | 0282－86－1111 | | | |

## ○　町医療機関一覧表

| 施　　設　　名 | 住　　所 | 電　話　番　号 |
|---|---|---|
| 岩崎医院 | 佐川野 1806 | 0280－56－0280 |
| 菊池クリニック | 野渡 245－2 | 0280－57－2510 |
| 木村外科胃腸科内科医院 | 丸林 572－4 | 0280－56－2255 |
| さくら診療所 | 野渡 1097 | 0280－54－5004 |
| 鹿野クリニック | 丸林 421－9 | 0280－57－0056 |
| 寺内整形外科 | 友沼 6507－1 | 0280－57－9811 |
| 野木病院 | 友沼 5320－2 | 0280－57－1011 |
| いなば内科クリニック | 丸林 583-3 | 0280－57－0770 |

## ○ ヘリポート一覧表

1　航空機場外離着陸場（自衛隊関係）

| 離着陸場名 | 所在地 | 管理者 | 連絡先 |
|---|---|---|---|
| 野木町総合運動公園 | 野木町大字佐川野 916 | 生涯学習課 | 0280－57－4179 |
| 野木第二中学校 | 野木町大字野木 4048 | 野木第二中学校長 | 0280－57－4182 |

2　緊急離着陸場（消防関係）

| 離着陸場名 | 所在地 | 管理者 | 連絡先 |
|---|---|---|---|
| 野木第二中学校校庭 | 野木町大字野木 4048 | 野木第二中学校長 | 0280－57－4182 |
| 丸林中央公園 | 野木町大字丸林 577 | 都市整備課 | 0280－57－4155 |
| あじさい公園 | 野木町大字友沼 5332 | 都市整備課 | 0280－57－4155 |
| 野木中学校校庭 | 野木町大字潤島 800 - 1 | 野木中学校長 | 0280－56－0400 |
| 友沼グランド | 野木町大字友沼地先 | 生涯学習課 | 0280－57－4179 |
| 赤塚ふれあい公園 | 野木町大字南赤塚 1514-14 | 都市整備課 | 0280－57－4155 |

# ○ 野木町建設産業連絡協議会 会員一覧

1　建設業

| No. | 社　　名 | No. | 社　　名 |
|---|---|---|---|
| ① | フクダ工業(株) | 7 | (株)カトウ工業 |
| 2 | 丸誠工業(有) | 8 | (株)日誠工業 |
| 3 | (有)岩波興業 | 9 | (株)福信建設 |
| 4 | (有)針谷工務店 | 10 | 神恵建設(株) |
| 5 | 道浦工業(株) | 11 | (有) 野辺工業 |
| 6 | (株)乃木鈴建設産業 | | |

2　水道組合

| No. | 社　　名 | No. | 社　　名 |
|---|---|---|---|
| ① | 野木管工 | 7 | 富士商会 |
| 2 | (有)松目設備 | 8 | 須田ポンプ工業所 |
| 3 | (有)岡村設備 | 9 | 鈴雄設備 |
| 4 | (有)上原さく泉工業 | 10 | (株)小林鑿泉工業所 |
| 5 | (有)諏訪設備 | 11 | 野木設備 |
| 6 | 松目管工業 | 12 | 信和設備工業 |

3　電気設備業

| No. | 社　　名 | No. | 社　　名 |
|---|---|---|---|
| ① | 寺内電設(株) | 3 | (有)トモヌマ電機工事 |
| 2 | (有)岡部電器 | 4 | 虎屋電機(株) |

4　造園業

| No. | 社　　名 | No. | 社　　名 |
|---|---|---|---|
| ① | (有)舘野造園 | 4 | (有)大森造園土木 |
| 2 | (有)峯造園 | 5 | (株)ライフメイト |
| 3 | 宝造園 | | |

○：責任者

## ○ 指定文化財一覧表

| 名　　称 | | 指　定　時　期 |
|---|---|---|
| 重要文化財 | 旧下野煉化製造会社煉瓦窯（野木・字大手箱） | 昭和54年2月　　国指定 |
| 有形文化財 | 板碑（野渡・満福寺） | 昭和49年3月　　町指定 |
| | 黒馬繋馬図絵馬（野木・野木神社） | 昭和57年1月　　町指定 |
| | 算額（野木・野木神社） | 昭和57年1月　　町指定 |
| | 舘野馨一家文書（丸林・郷土館他） | 平成7年6月　　町指定 |
| | 旧野木宿道標（野木字宿） | 平成22年3月　　町指定 |
| | 俳句奉納額（野木・野木神社） | 平成22年3月　　町指定 |
| 有形民俗 | 渡辺家のカラクリバシゴ（丸林・郷土館） | 平成7年6月　　町指定 |
| | 工事落成の図絵馬（友沼・八幡神社） | 平成22年3月　　町指定 |
| 史　跡 | 大塚古墳（南赤塚・御門） | 昭和32年6月　　県指定 |
| | 古河公方足利成氏の墓（野渡・満福寺） | 昭和56年3月　　町指定 |
| | 猪苗代兼載の墓（野渡・満福寺） | 昭和56年3月　　町指定 |
| 天然記念物 | 公孫樹（野木・野木神社） | 昭和52年11月　　町指定 |
| | ケヤキ（野木・野木神社） | 平成22年3月　　町指定 |
| | ケヤキ（友沼・八幡神社） | 平成22年3月　　町指定 |
| 無形民俗 | 野木神社太々神楽（野木・野木神社） | 平成3年7月　　町指定 |

## ○ 特定無線局免許状（ＭＣＡデジタル無線）

| 包括免許人 | 包括免許人の住所 | 特定無線局の種別 | 特定無線局の目的 | 空中線電　力 | 設置場所等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 野木町 | 野木町大字丸林571番地 | 陸上移動局 | MCA 陸上移動通信用 | ２W | 管理移動局　野木町役場　1<br>野木分署　1<br>陸上移動局　３２<br>※防災機関優先接続 |

## ○ 応急給水用資機材等一覧表

1　配水池　　平成24年4 月1 日現在

| 池　　数 | 貯水能力　$m^3$ |
|---|---|
| 4 | 24,170 |

※ 野木町・古河市で共有

2　応急給水機械等

| 種　　別 | 保有数 | 能　力 | 保管場所 |
|---|---|---|---|
| 非常用タンク | 1 | $1m^3$ | 上下水道課 |
| 非常用ポリ袋 | 1,000 枚 | 10 ℓ | 上下水道課 |
| 緊急時用飲料水精製装置 | 2 | 1 $m^3$／時間 | 町防災倉庫 |

3　鋼鉄プール

| 小　　学　　校 | | | | | 中　　学　　校 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ステンレス製 | 鋼板製 | ＰＣ造 | その他不詳 | 計 | 鋼板製 | その他不詳 | 計 |
| 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 1 | 1 | 2 |

# ○ 野木町水防計画（平成 24 年度）

## 第1章　総　　則

**第1条　目　的**

この計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号以下「法」という。）第３３条の規定に基づき、県水防計画に応じ自治体水防の完璧を図りその被害を最小限に止めるため、関係諸機関と緊密な連絡を図り水防に必要な人的､物的施設を整備しておくとともに､これらの具体的活用方法を定め水防に際して緊急措置の適切、円滑な実施を期するものとする。

**第２条　水防の責任**

１．町の責任

町はその区域内の水防を十分に果すべき責任を有する。本町には水防団を置かず、消防機関が水防にあたるものとする。

２．一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

## 第2章　水　防　組　織

**第３条　町における水防組織**

１．町に水防本部（事務局は総務課　電話 57－4110・4112・4128）を置き事態を処理する。

２．水防本部を設置する時期は、水防法第１０条および気象業務法第１４条の２の規定により、水防に関する予報又は警報が発せられたとき、又は町長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。

３．町に災害対策本部が設置された場合の組織は、野木町地域防災計画の定めるところによる。

４．水防組織は、次のとおりとする。

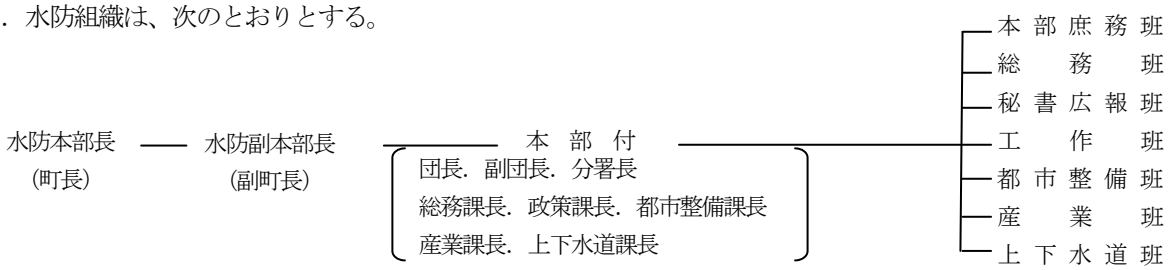


５．町における水防事務の任務分担および消防団の編成は次のとおりとする。

| 班　　名 | 班　　長 | 班　　員 | 庶　務　分　担 |
|---|---|---|---|
| 本部庶務班 | 総務課長 | 総務課<br>消防交通係 | １．水防計画および水防協議会に関すること。<br>２．水防に関する事務を総括する。<br>３．水防本部の庶務に関すること。<br>４．常に全般の状況を把握し、対策を立案すること。<br>５．水防資材の確保に関すること。<br>６．水防訓練に関すること。 |
| 総務班 | 総務課長 | 総務課<br>人事給与係<br>庶務文書係 | １．水防本部員および水防資材の輸送に関すること。<br>２．被害調査に関すること。<br>３．経理に関すること。<br>４．関係機関との連絡に関すること。 |
| 秘書広報班 | 政策課長 | 政策課職員 | １．本部長の秘書に関すること。<br>２．住民広報に関すること |
| 工作班 | 消防団長 | 団員 | １．堤防、河川巡視に関すること。<br>２．水防作業に関すること。<br>３．危険箇所の連絡に関すること。 |
| | 分署長 | 署員 | |
| 都市整備班 | 都市整備課長 | 都市整備課職員 | １．水防巡視に関すること。<br>２．危険箇所の連絡に関すること。<br>３．水防作業の協力、応援に関すること。（特に野渡樋管）<br>４．交通支障箇所および迂回路の公示に関すること。<br>５．被害調査に関すること。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 産業班 | 産業課長 | 産業課職員 | 1．水防作業の協力、応援に関すること。(特に橋戸樋管)<br>2．農地、山林等の被害調査に関すること。 |
| 上下水道班 | 上下水道課長 | 上下水道課職員 | 1．水防作業の協力、応援に関すること。<br>(特に逆川樋管) |

(1) 水防事務の任務分担表

(2) 消防団の編成表

| 団　　長 | 副団長 | 本部団員 | 地　区　別 | 分 団 長 | 団 員 数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 消防団長 | 副団長 | 本部団員 | 松原、新橋<br>友沼、潤島<br>野木<br>南赤塚、中谷、丸林東西、佐川野、若林、川田<br>野渡 | 本部分団長<br>第１分団長<br>第２分団長<br>第３分団長<br>第４分団長<br>第６分団長 | ２１名<br>２１名<br>２１名<br>２１名<br>２１名<br>２１名 |
| １名 | ２名 | ５名 | | １２６名 | |

## 第３章　監視・警戒および重要水防箇所

**第４条　監視・警戒**

町長は知事から大雨に関する気象状況の通報を受けたとき、又は必要があると認めたときは、出水前に必ず巡視員を堤防の巡視にあたらせるものとする。

1．堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

(1) 堤防の溢水状況

(2) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊

(3) 天端の亀裂又は沈下

(4) 裏法の漏水、亀裂および崩壊

(5) 樋門の両袖又は底部からの漏水および扉の締り具合

(6) 橋梁、その他の構造部と堤防との取付部分の異常

2．更に河川が増水してはん濫注意水位を超えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒員１名、連絡員２名の基準で警戒に当たらせるものとする。

3．前記の巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、すみやかに関係方面に通報するものとする。

4．巡視責任者を次のとおり定める。

| 河 川 名 | 左右岸の別 | 巡 視 区 間 | 延　長 | 巡視責任者 | 人員 | 連絡方法 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 思　　川 | 右 | 友沼下影 | 500m | 第１分団長 | 4 | 無　線<br>電　話<br>伝　令 | |
| 同　　上 | 左 | 友沼橋・逆川樋管 | | 第１〃 | 4 | | |
| 同　　上 | 左 | 旧松原橋付近 | | 本部〃 | 4 | | |
| 同　　上 | 左 | 野木・御林 | 450m | 第２〃 | 4 | | |
| 渡良瀬川 | 左 | 野渡樋管 | | 第６〃 | 4 | | |
| 同　　上 | 左 | 橋戸樋管 | | 第６〃 | 4 | | |

**第５条　報　告**

洪水に際し町長は消防機関が出動したとき、又は水防作業を開始したとき若しくは堤防等の異常を発見したときは、第２８条の系統に準じて関係者に通報するものとする。

**第６条　通信の確保**

1．水防関係者は、通信施設の故障によりこれを使用（利用）することが不可能な場合は、自動車、自転車等を使用し伝令、その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。

2．水防関係者は、上記の連絡を実施するためあらかじめ所要の車輌を下記のとおり準備する。

| | 種　　別 | 数量 | 所在地 | 所有者 | 利用者 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自動車 | 乗用車（バスを含む） | １８ | 野木町役場 | 町　長 | 水防本部員 | |
| 〃 | 貨　物　自　動　車 | ３９ | 〃 | 〃 | 〃 | |
| 自転車 | 原動機付自転車を含む | 9 | 〃 | 〃 | 〃 | |

**第７条　町における重要水防箇所は次のとおりである。**

# 平成24年度　国の直轄河川重要水防箇所一覧表

| 事務所名 | 図面番号 | 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所 | | 延長（m） | 重要なる理由 | 県及び市町村 | | 国土交通省担当出張所 | 想定される水防工法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 種別 | 階級 | | 地先名 | 粁杭位置（K、m） | | | 担当水防団体 | 担当土木事務所 | | |
| 利根川上流河川事務所 | 思右2-1 | 思川 | 堤防高 | B | 右 | 野木町友沼 | 3.0<br>3.0　下50 | 50 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思右2-2 | 思川 | 法崩れ・すべり | B | 右 | 野木町友沼 | 3.0　下60<br>3.0　下225 | 165.1 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |
| | 思右2-3 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 右 | 野木町友沼 | 3.0　下225<br>2.5　上225 | 50 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右2-4 | 思川 | 法崩れ・すべり | B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　上225<br>2.5　上200 | 25 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |
| | 思右2-5 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　上200<br>2.5　上175 | 25 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右2-6 | 思川 | 法崩れ・すべり | B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　上175<br>2.5　下75 | 250.1 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |
| | 思右2-7 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　下75<br>2.5　下150 | 75 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右2-8 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり | B<br>B<br>B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　下150<br>2.5　下175 | 25 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法 |
| | 思右2-9 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　下175<br>2.5　下200 | 25 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右2-10 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり | B<br>B<br>B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　下200<br>2.5　下225 | 25 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法 |
| | 思右2-11 | 思川 | 法崩れ・すべり | B | 右 | 野木町友沼 | 2.5　下225<br>2.0　上250 | 25 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |
| | 思右2-12 | 思川 | 堤防断面<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 右 | 野木町友沼 | 2.0　上250<br>2.0　上190 | 60 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし<br>篭止め工法 |
| | 思右2-13 | 思川 | 堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 2.0　上190<br>2.0　上175 | 15 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし<br>篭止め工法 |
| | 思右2-14 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 2.0　上175<br>2.0　上100 | 75 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法 |
| | 思右2-15 | 思川 | 法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 2.0　上100<br>2.0　上75 | 25 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |
| | 思右2-16 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 2.0　上75<br>2.0　上50 | 25 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右2-17 | 思川 | 法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 2.0　上50<br>2.0　下175 | 225.1 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |
| | 思右1-1 | 思川 | （重点）工作物 | A | 右 | 野木町友沼 | 2.0　下130 | 1箇所 | 友沼橋 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | |

※　重要度　Ａ－水防上最も重要な区間　Ｂ－水防上重要な区間

| 事務所名 | 図面番号 | 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所 | | 延長（m） | 重要なる理由 | 県及び市町村 | | 国土交通省担当出張所 | 想定される水防工法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 種別 | 階級 | | 地先名 | 杭位置（K、m） | | | 担当水防団体 | 担当土木事務所 | | |
| 利根川上流河川事務所 | 思右1-2 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 2．0　下175<br>2．0　下225 | 50 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右1-3 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 2．0　下225<br>1．5　上200 | 75 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法 |
| | 思右1-4 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　上200<br>1．5　上175 | 25 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右1-5 | 思川 | 堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　上175<br>1．5　上170 | 5 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし<br>篭止め工法 |
| | 思右1-6 | 思川 | 堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　上170<br>1．5　上150 | 20 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-7 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　上150<br>1．5　上125 | 25 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-8 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　上125<br>1．5　下50 | 182.7 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-9 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　下50<br>1．5　下100 | 57.6 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-10 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　下100<br>1．5　下150 | 57.6 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-11 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　下150<br>1．5　下175 | 28.8 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-12 | 思川 | 法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　下175<br>1．5　下225 | 57.6 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-13 | 思川 | 堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．5　下225<br>1．0　上250 | 28.8 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |

※　重要度　Ａ－水防上最も重要な区間　Ｂ－水防上重要な区間

| 事務所名 | 図面番号 | 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所 | | 延長（m） | 重要なる理由 | 県及び市町村 | | 国土交通省担当出張所 | 想定される水防工法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 種別 | 階級 | | 地先名 | 粁杭位置（K、m） | | | 担当水防団体 | 担当土木事務所 | | |
| 利根川上流河川事務所 | 思右1-14 | 思川 | 法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　上250<br>1．0　上175 | 86.5 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-15 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　上175<br>1．0　上150 | 28.8 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-16 | 思川 | 法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　上150<br>1．0　上100 | 57.6 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-17 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　上100<br>1．0　上75 | 28.8 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-18 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　上75<br>1．0　上50 | 28.8 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-19 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　上50<br>1．0　上25 | 28.8 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右1-20 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　上25<br>1．0　下175 | 176.9 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右0-1 | 思川 | 堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　下175<br>1．0　下200 | 21.1 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右0-2 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 1．0　下200<br>0．5　上250 | 42.3 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右0-3 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 0．5　上250<br>0．5　上225 | 21.1 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右0-4 | 思川 | 法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 0．5　上225<br>0．5　上190 | 29.6 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右0-5 | 思川 | 法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 0．5　上190<br>0．5　上125 | 55 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |

※　重要度　Ａ－水防上最も重要な区間　Ｂ－水防上重要な区間

| 事務所名 | 図面番号 | 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所 | | 延長（m） | 重要なる理由 | 県及び市町村 | | 国土交通省担当出張所 | 想定される水防工法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 種別 | 階級 | | 地先名 | 粁杭位置（K、m） | | | 担当水防団体 | 担当土木事務所 | | |
| 利根川上流河川事務所 | 思右0-6 | 思川 | 工作物 | B | 右 | 野木町友沼 | 0．5　上127 | 1箇所 | 松原大橋 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | |
| | 思右0-7 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 0．5　上125<br>0．5　上60 | 55 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 思右0-8 | 思川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 0．5　上60<br>0．5 | 50.8 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所で、対策が未施工<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法<br>釜段工法 |
| | 思右0-9 | 思川 | 堤防高<br>漏水<br>旧川跡 | B<br>B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 0．5<br>0．5　下70 | 70.1 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>漏水のおそれがある箇所で、対策が未施工<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 藤岡出張所 | 積み土嚢<br>釜段工法 |
| | 思右0-10 | 思川 | 堤防高<br>旧川跡 | B<br>要注 | 右 | 野木町友沼 | 0．5　下70<br>0．5　下170 | 100.1 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>旧川跡 | 野木町 | 栃木土木 | 藤岡出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左2-1 | 思川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町友沼 | 2．0　上225<br>2．0　上200 | 33.9 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左2-2 | 思川 | （重点）<br>堤防高 | A | 左 | 野木町友沼 | 2．0　上175<br>2．0　上125 | 67.8 | 計算水位が現況堤防高以上 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左2-3 | 思川 | （重点）<br>堤防高 | A | 左 | 野木町友沼 | 2．0　上50<br>2．0　下125 | 213.2 | 計算水位が現況堤防高以上 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左1-1 | 思川 | （重点）<br>工作物 | A | 左 | 野木町友沼 | 2．0　下130 | 1箇所 | 友沼橋 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | |
| | 思左1-2 | 思川 | （重点）<br>堤防高<br>堤防断面 | A<br>B | 左 | 野木町友沼 | 1．5　上200<br>1．0　上250 | 621.1 | 計算水位が現況堤防高以上<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし |
| | 思左1-3 | 思川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町友沼 | 1．0　上250<br>1．0　上150 | 155.4 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左1-4 | 思川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町友沼 | 1．0　上125<br>1．0　上75 | 77.7 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左1-5 | 思川 | （重点）<br>堤防高 | B | 左 | 野木町友沼 | 1．0　上50<br>1．0　下50 | 126.1 | 危険水位設定箇所　乙女観測所<br>計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左0-1 | 思川 | 工作物 | B | 左 | 野木町友沼 | 1．0　下113 | 1箇所 | 松原大橋 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | |
| | 思左0-2 | 思川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町友沼 | 1．0　下175<br>1．0　下200 | 24.2 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 思左0-3 | 思川 | 堤防断面 | B | 左 | 野木町友沼 | 1．0　下200<br>0．5　上225 | 72.6 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし |
| | 思左0-4 | 思川 | 堤防断面 | B | 左 | 野木町友沼 | 0．5　上200<br>0．5　上150 | 48.4 | 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 築きまわし |
| | 思左0-5 | 思川 | 堤防高<br>堤防断面 | B<br>B | 左 | 野木町友沼 | 0．5　上225<br>0．5　上200 | 24.2 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>現況堤防断面、天端幅が計画以下で1／2以上 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>築きまわし |

※　重要度　A－水防上最も重要な区間　B－水防上重要な区間

| 事務所名 | 図面番号 | 河川名 | 重要度 | | 左右岸別 | 重要水防箇所 | | 延長（m） | 重要なる理由 | 県及び市町村 | | 国土交通省担当出張所 | 想定される水防工法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 種別 | 階級 | | 地先名 | 杭位置（K、m） | | | 担当水防団体 | 担当土木事務所 | | |
| 利根川上流河川事務所 | 渡左8-2 | 渡良瀬川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町野木 | 8．5<br>8．0 | 572.9 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 渡左7-1 | 渡良瀬川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 左 | 野木町野木 | 8。0<br>8．0　下75 | 138 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 渡左7-2 | 渡良瀬川 | 法崩れ・すべり | B | 左 | 野木町野木 | 8．0　下75<br>8．0　下125 | 92 | 法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 篭止め工法 |
| | 渡左7-3 | 渡良瀬川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町野木 | 8．0　下200<br>7．5　上250 | 92 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 渡左7-4 | 渡良瀬川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 左 | 野木町野木 | 7．5　上250<br>7．5　上100 | 276 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 渡左6-1 | 渡良瀬川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町野渡 | 6．0　上25<br>6．0 | 36.5 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |
| | 渡左5-1 | 渡良瀬川 | 堤防高<br>法崩れ・すべり | B<br>B | 左 | 野木町野渡 | 6．0<br>5．5　上75 | 369.5 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満<br>法崩れ・すべりのおそれがある箇所 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢<br>篭止め工法 |
| | 渡左5-2 | 渡良瀬川 | 堤防高 | B | 左 | 野木町野渡 | 5．5　上75<br>5．5　下40 | 93.1 | 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 | 野木町 | 栃木土木 | 古河出張所 | 積み土嚢 |

※ 重要度　Ａ－水防上最も重要な区間　Ｂ－水防上重要な区間

## 第４章　器具資材および設備の整備運用並びに輸送

### 第８条　器具、資材および設備の整備

１．本町における水防資材の備蓄状況は次のとおりである。

２．前項の資器材は、第 20 条により水防機関に出動を命じた場合に、当該出動機関に配布するものとする。

| 設置場所 | 友沼 99 | 野渡 768 | 計 | 野木分署 |
|---|---|---|---|---|
| 建設面積㎡ | 32.4 | 16 | | |
| 設置年月日 | S57.4.1<br>(移転新築) | S25.4.1 | | |
| 管理者 | 町長 | 同左 | | |
| 鉄線(kg) | 15 | 20 | 35 | |
| かますす等(俵) | 580 | | 580 | |
| アサ袋 | 100 | | 100 | |
| 筵(シート)(枚) | 50 | | 50 | |
| 土のう袋(袋) | 2,800 | 1,000 | 3,800 | 400 |
| 玉縄(玉) | 25 | | 25 | |
| 鉄杭等(本) | 900 | 200 | 1,100 | 85 |
| ナタ(丁) | 9 | 3 | 12 | 2 |
| 鋸(〃) | 8 | 2 | 10 | 4 |
| スコップ(〃) | 17 | 10 | 27 | 10 |
| 掛矢(〃) | 9 | 2 | 11 | 5 |
| 唐クワ(〃) | 4 | 3 | 7 | |
| ツルハシ(〃) | 4 | 3 | 8 | 2 |
| オノ(〃) | 5 | 4 | 9 | 3 |
| 鎌(〃) | 14 | | 14 | 1 |
| ハンマー(〃) | 7 | 3 | 10 | 1 |
| ペンチ(〃) | 2 | 3 | 5 | 3 |
| エンピ(〃) | 23 | 1 | 24 | |
| 縄通し(〃) | 5 | | 5 | |
| 大鎌(〃) | 2 | | 2 | 7 |
| 鉄線切(〃) | | | | 2 |
| プラヤー(〃) | | | | 3 |
| 一輪車(台) | | | | 3 |
| ナマシ(巻) | | | | 1 |
| 玄能(丁) | | | | |

３．前記水防資材は、腐朽破損しないよう管理者が保管するものとする。

### 第９条　輸送の確保

水防資材および人員の調達輸送を円滑にするため使用する車輌は次のとおりである。

| 種別 | 数量 | 所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 乗用車（バスを含む） | 第６条に定めるものの一部を使用 | 野木町役場 | |
| 貨物自動車 | 〃 | 〃 | |
| 消防ポンプ自動車 | 各分団ポンプ車を使用 | 消防団 | |

## 第５章　　通　信　連　絡

### 第 10 条　水防通信の優先

法第２７条第２項の規定により、町長、消防団長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のために加入電話を優先的に利用し、必要があるときは警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

### 第 11 条　通信方法、その他

１．通信内容については、簡潔かつ要領よくとりまとめ、冗長にわたらないように注意すること。

２．町長は、常に県、警察署、駅、東京電力株式会社、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するように努めるものとする。

３．水防関係のため必要な関係者の電話は、別紙②（省略）のとおりとする。

４．通信事項は、電話通信紙　別表（１）（省略）に記入し、これに取扱い者の職、氏名（発受信者）および発受信の日時を必ず記入すること。

## 第６章　気象庁が行う気象注意報、警報、情報

### 第 12 条　気象庁が単独で行う気象注意報、警報、情報

１．宇都宮地方気象台は気象業務法第 14 条の 2 第 1 項により栃木県に対し、気象及び洪水について予報及び警報を行う。（注）発表単位は、市町毎とする。

２．種類及び発表基準は次のとおりである。

## 全国警報・注意報基準一覧表

（東京管区気象台管内）

<table>
<tr><td colspan="2">発表官署</td><td colspan="5">宇都宮地方気象台</td></tr>
<tr><td colspan="2">府県予報区</td><td colspan="5">栃木県</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次細分区域</td><td colspan="3">南部</td><td colspan="2">北部</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村等をまとめた区域</td><td>県央部</td><td>南東部</td><td>南西部</td><td>那須地域</td><td>日光地域</td></tr>
<tr><td rowspan="5">警報</td><td>大雨</td><td colspan="5">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td></tr>
<tr><td>洪水</td><td colspan="5">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風（平均風速）</td><td colspan="3">20m/s</td><td>20m/s ※1</td><td>20m/s ※2</td></tr>
<tr><td>暴風雪（平均風速）</td><td colspan="3">20m/s　雪を伴う</td><td>20m/s ※1　雪を伴う</td><td>20m/s ※2　雪を伴う</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">24時間降雪の深さ30cm</td><td>平地24時間降雪の深さ30cm<br>山地24時間降雪の深さ70cm</td><td colspan="2">平地24時間降雪の深さ30cm<br>山地24時間降雪の深さ70cm</td></tr>
<tr><td rowspan="11">注意報</td><td>大雨</td><td colspan="5">区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合</td></tr>
<tr><td>洪水</td><td colspan="5">区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合</td></tr>
<tr><td>強風（平均風速）</td><td colspan="3">12m/s ※3</td><td>12m/s ※4</td><td>12m/s ※5</td></tr>
<tr><td>風雪（平均風速）</td><td colspan="3">12m/s ※2　雪を伴う</td><td>12m/s ※4 雪を伴う</td><td>12m/s ※5 雪を伴う</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td colspan="2">24時間降雪の深さ10cm</td><td>平地24時間降雪の深さ10cm<br>山地24時間降雪の深さ30cm</td><td colspan="2">平地24時間降雪の深さ10cm<br>山地24時間降雪の深さ30cm</td></tr>
<tr><td>雷</td><td colspan="5">落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td>融雪</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>濃霧（視程）</td><td colspan="5">100m</td></tr>
<tr><td>乾燥</td><td colspan="5">最小湿度30%　実効湿度60%</td></tr>
<tr><td>なだれ</td><td colspan="5">①24時間降雪の深さが30cm以上<br>②40cm以上の積雪があって日最高気温が6℃以上</td></tr>
<tr><td>低温</td><td colspan="5">夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続<br>冬期：最低気温−9℃以下</td></tr>
<tr><td>霜</td><td colspan="5">早霜・晩霜期に最低気温4℃以下</td></tr>
<tr><td>着氷・着雪</td><td colspan="5">著しい着氷（雪）が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録的短時間大雨情報（1時間雨量）</td><td colspan="5">110mm</td></tr>
</table>

※1　那須（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。

※2　日光特別地域気象観測所の観測値は22m/sを目安とする。

※3　宇都宮地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。

※4　那須（アメダス）の観測値は17m/sを目安とする。

※5　日光特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

## 〔大雨警報・注意報基準表（別表１，３）〕

平成24年3月22日現在

| 市町村等をまとめた区域 | 市町村 | （別表1）大雨警報基準 | | | （別表3）大雨注意報基準 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 雨量基準 | 土壌雨量指数基準 | | 雨量基準 | 土壌雨量指数基準 | |
| | | | 現行 | 暫定 | | 現行 | 暫定 |
| 県央部 | 宇都宮市 | 平坦地：R1=80<br>平坦地以外：R1=90 | 133 | 106 | 平坦地：R1=40<br>平坦地以外：R1=50 | 93 | 74 |
| | さくら市 | R1=90 | 140 | 112 | R1=60 | 98 | 78 |
| | 上三川町 | R1=80 | 140 | － | R1=50 | 98 | － |
| | 高根沢町 | R1=80 | 140 | 112 | R1=50 | 98 | 78 |
| 南東部 | 真岡市 | 平坦地：R1=80<br>平坦地以外：R1=90 | 123 | 98 | 平坦地：R1=40<br>平坦地以外：R1=50 | 86 | 68 |
| | 那須烏山市 | R1=80 | 147 | 117 | R1=40 | 102 | 81 |
| | 益子町 | R1=80 | 133 | － | R1=50 | 93 | － |
| | 茂木町 | R1=80 | 151 | － | R1=50 | 105 | － |
| | 市貝町 | R1=80 | 123 | 98 | R1=50 | 86 | 68 |
| | 芳賀町 | R1=80 | 123 | 98 | R1=50 | 86 | 68 |
| | 那珂川町 | R1=80 | 164 | 131 | R1=50 | 114 | 91 |
| 南西部 | 足利市 | R1=80 | 149 | 119 | R1=40 | 89 | 71 |
| | 栃木市 | R1=80 | 140 | 112 | R1=50 | 84 | 67 |
| | 佐野市 | R1=80 | 126 | 100 | R1=40 | 75 | 60 |
| | 鹿沼市 | 平坦地：R1=70<br>平坦地以外：R1=90 | 143 | 114 | 平坦地：R1=40<br>平坦地以外：R1=60 | 85 | 68 |
| | 小山市 | 平坦地：R3=70<br>平坦地以外：R1=80 | 144 | 115 | 平坦地：R3=40<br>平坦地以外：R1=50 | 86 | 68 |
| | 下野市 | R1=80 | 150 | 120 | R1=40 | 90 | 72 |
| | 壬生町 | R1=80 | 152 | － | R1=40 | 91 | － |
| | 野木町 | R1=80 | 152 | － | R1=40 | 91 | － |
| | 岩舟町 | R1=80 | 126 | 100 | R1=50 | 75 | 60 |
| 那須地域 | 大田原市 | R1=90 | 141 | 112 | R1=60 | 84 | 67 |
| | 矢板市 | R1=90 | 152 | － | R1=60 | 91 | － |
| | 那須塩原市 | R1=90 | 135 | 108 | R1=60 | 81 | 64 |
| | 塩谷町 | R1=90 | 167 | － | R1=60 | 100 | － |
| | 那須町 | R1=90 | 135 | 108 | R1=60 | 81 | 64 |
| 日光地域 | 日光市 | R1=80 | 138 | － | R1=50 | 82 | － |

| | |
|---|---|
| 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴い、以下の市町に暫定基準を適用しています。 | **通常基準の8割**：宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、市貝町、芳賀町、岩舟町、高根沢町、那須町、那珂川町 |

## 〔洪水警報・注意報基準表（別表2，4）〕

| 市町村等をまとめた区域 | 市町村 | （別表2）洪水警報基準 | | | （別表4）洪水注意報基準 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 雨量基準 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 | 雨量基準 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 |
| 県央部 | 宇都宮市 | 平坦地：R1=80<br>平坦地以外：R1=90 | 江川流域=5 | 平坦地：R3=70<br>かつ田川流域=7 | 平坦地：R1=40<br>平坦地以外：R1=50 | 江川流域=4 | 平坦地：R3=40<br>かつ田川流域=7 |
| | さくら市 | R1=90 | 内川流域=21，江川流域=16,五行川流域=8 | 平坦地：R1=35<br>かつ鬼怒川流域=41 | R1=60 | 内川流域=17，江川流域=13，<br>五行川流域=5 | 平坦地：R1=25<br>かつ鬼怒川流域=41 |
| | 上三川町 | R1=80 | 江川流域=9 | — | R1=50 | 江川流域=6 | — |
| | 高根沢町 | R1=80 | 五行川流域=15，野元川流域=7 | — | R1=50 | 五行川流域=11，野元川流域=6 | — |
| 南東部 | 真岡市 | 平坦地：R1=80<br>平坦地以外：R1=90 | 江川流域=9 | 平坦地：R3=50<br>かつ五行川流域=15 | 平坦地：R1=40<br>平坦地以外：R1=50 | 江川流域=5 | 平坦地：R3=30<br>かつ五行川流域=15 |
| | 那須烏山市 | R1=80 | 江川流域=16 | — | R1=40 | 江川流域=10 | — |
| | 益子町 | R1=80 | — | — | R1=50 | — | — |
| | 茂木町 | R1=80 | — | — | R1=50 | — | — |
| | 市貝町 | R1=80 | — | 平坦地：R1=40<br>かつ小貝川流域=14 | R1=50 | — | 平坦地：R1=25<br>かつ小貝川流域=14 |
| | 芳賀町 | R1=80 | 野元川流域=10，大川流域=9 | 平坦地：R3=90<br>かつ五行川流域=9 | R1=50 | 野元川流域=8，大川流域=7 | 平坦地：R3=50<br>かつ五行川流域=9 |
| | 那珂川町 | R1=80 | 武茂川流域=13 | — | R1=50 | 武茂川流域=10 | — |
| 南西部 | 足利市 | R1=80 | 松田川流域=10 | — | R1=40 | 松田川流域=8 | — |
| | 栃木市 | R1=80 | 巴波川流域=10 | 平坦地：R1=40<br>かつ永野川流域=10 | R1=50 | 巴波川流域=8 | 平坦地：R1=25<br>かつ永野川流域=10 |
| | 佐野市 | R1=80 | 旗川流域=23，彦間川流域=16,矢場川流域=15 | 平坦地：R1=30<br>かつ渡良瀬川流域=41 | R1=40 | 旗川流域=12，彦間川流域=13，<br>矢場川流域=12 | 平坦地：R1=20<br>かつ渡良瀬川流域=41 |
| | 鹿沼市 | 平坦地：R1=70<br>平坦地以外：R1=90 | 武子川流域=11，大芦川流域=26,黒川流域=20，栗野川流域=16 | — | 平坦地：R1=40<br>平坦地以外：R1=60 | 武子川流域=9，大芦川流域=21，<br>黒川流域=15，栗野川流域=13 | — |
| | 小山市 | 平坦地：R3=70<br>平坦地以外：R1=80 | — | 平坦地：R3=45<br>かつ思川流域=38 | 平坦地：R3=40<br>平坦地以外：R1=50 | — | 平坦地：R3=30<br>かつ思川流域=38 |
| | 下野市 | R1=80 | 新川流域=13 | — | R1=40 | 新川流域=10 | — |
| | 壬生町 | R1=80 | 黒川流域=24，恵川流域=11 | 平坦地：R1=50<br>かつ黒川流域=18 | R1=40 | 黒川流域=19，恵川流域=9 | 平坦地：R1=30<br>かつ黒川流域=18 |
| | 野木町 | R1=80 | — | — | R1=40 | — | — |
| | 岩舟町 | R1=80 | 三杉川流域=7 | — | R1=50 | 三杉川流域=5 | — |
| 那須地域 | 大田原市 | R1=90 | 那珂川流域=30　　武茂川流域=12 | 平坦地：R1=70<br>かつ那珂川流域=16 | R1=60 | 那珂川流域=24<br>武茂川流域=10 | 平坦地：R1=40<br>かつ 那珂川流域=16 |
| | 矢板市 | R1=90 | 内川流域=8 | — | R1=60 | 内川流域=6 | — |
| | 那須塩原市 | R1=90 | 熊川流域=16 | 平坦地：R1=40<br>かつ那珂川流域=11 | R1=60 | 熊川流域=13 | 平坦地：R1=25<br>かつ那珂川流域=11 |
| | 塩谷町 | R1=90 | 荒川流域=20 | — | R1=60 | 荒川流域=16 | — |
| | 那須町 | R1=90 | 黒川流域=27 | — | R1=60 | 黒川流域=22 | — |
| 日光地域 | 日光市 | R1=80 | 大谷川流域=23，男鹿川流域=27，鬼怒川流域=48，湯西川流域=15，渡良瀬川流域=24 | — | R1=50 | 大谷川流域=15，男鹿川流域=22，<br>鬼怒川流域=38，湯西川流域=12，<br>渡良瀬川流域=12 | — |

3．宇都宮地方気象台は1により警報をしたときは、気象業務法第15条第1項の規定により水防本部に速やかに連絡するものとする。

4．宇都宮地方気象台及び水防本部は県内の気象状況から、特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、次の系統により関係機関に連絡するものとする。

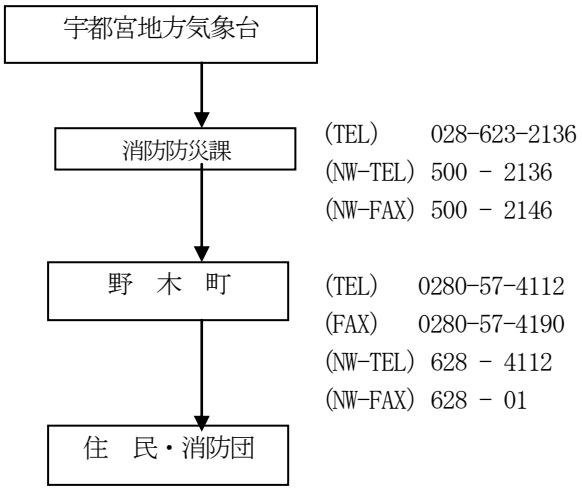


【夜間における気象警報等伝達系統】

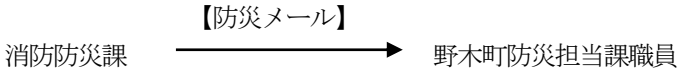

## 第7章　洪　水　予　報

### 第13条　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1．法第１０条第２項および気象業務法第１４条の２第２項の規定により、洪水予報を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

| 洪水予報区間 | 洪水予報実施区域 | 基準地点 |
|---|---|---|
| 渡良瀬川下流部 | （渡良瀬川）<br>左岸　足利市若草町 12 番 1 地先から利根川合流点まで<br>右岸　足利市福富町 1819 番 3 地先から利根川合流点まで | 古河 |
| | （思川）<br>左岸　小山市大字乙女字寒沢 1119 番 1 地先から<br>渡良瀬川合流点まで<br>右岸　下都賀郡野木町大字友沼字角新田 1858 番 1 地先から<br>渡良瀬川合流点まで | 乙女 |
| | （巴波川）<br>左岸　小山市大字中里字堤田 1125 番 1 地先から<br>渡良瀬川合流点まで<br>右岸　栃木市大平町大字伯仲字姥神 257 番地先から<br>渡良瀬川合流点まで | 中里 |
| 渡良瀬川上流部 | （渡良瀬川）<br>左岸　群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番の 17 地先から<br>足利市若草町 12 番 1 地先まで<br>右岸　群馬県みどり市大間々町大間々2245 番の 4 地先から<br>足利市福富町 1819 番 3 地先まで | 高津戸 |

2．洪水予報は、河川毎についてその地点の水位または流量を示して発表される。

| 洪水の危険レベル | 種　類 | 基　　準 |
|---|---|---|
| レベル５ | はん濫発生情報<br>（洪水警報） | はん濫が発生した後速やかに発表する。 |
| レベル４ | はん濫危険情報<br>（洪水警報） | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する |
| レベル３ | はん濫警戒情報<br>（洪水警報） | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する |
| レベル２ | はん濫注意情報<br>（洪水注意報） | 予報区域のいずれかの基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する |
| レベル１ | （発表なし） | 水防団待機水位 |

※解除　はん濫注意情報の解除は、はん濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

3．伝達系統

法第１０条第１項及び第２項に基づき、国土交通大臣並びに気象庁長官から洪水予報の通知を受けた知事が本町に対して行う伝達方法は次のとおりである。

河川事務所<br>気　象　台　→　県水防本部　→　野　木　町　【防災行政ネットワークシステム】

**第 14 条　栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報**

１．法第１１条第１項の規定により、洪水予報を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

| 水系名 | 河川名 | 区　　域 | 基準観測所 |
|---|---|---|---|
| 利根川 | 思　川 | 左岸　鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで<br>右岸　鹿沼市深程大芦川合流点から野木町大字友沼まで | 保　橋・栃木<br>観晃橋・小山 |

２．伝達系統

県水防本部 ⟶ 野　木　町【防災行政ネットワークシステム】

## 第８章　水位情報の通知及び周知

**第 15 条　栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川**

１．法第１３条及び附則第２条の規定により栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

| 水系名 | 河川名 | 区　　域 | 基準観測所 |
|---|---|---|---|
| 利根川 | 巴波川 | 左岸　栃木市川原田町ふたまた橋から小山市大字中里まで<br>右岸　栃木市川原田町ふたまた橋から栃木市大平町大字伯仲まで | 栃　木<br>（倭橋） |

２．伝達系統

県水防本部 ⟶ 野　木　町【防災行政ネットワークシステム】

## 第９章　水　防　警　報

**第 16 条　水防警報の種類並びに発表基準**

法第１６条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は、概ね次表のとおりである。

| 種　類 | 内　　容 | 国管理河川の<br>発表基準 | 県管理河川の<br>発表基準 |
|---|---|---|---|
| 待　機 | １．不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。<br>２．水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予警報等及び河川の状況により、特に必要と認めるとき。 | 気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 |
| 準　備 | 水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。 | はん濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。 |
| 出　動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。<br>または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。 | はん濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。または、雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。 |
| 指示及び情報 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。 | 洪水警報等により、または既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こる恐れがあるとき。 | 水位、流量等その他河川状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 解 除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 | はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

**第 17 条　国土交通大臣の行う水防警報**

1．指定河川及びその区域

| 水系・河川名 | 区　　域 | 基準水位観測所 | 発　表　者 |
|---|---|---|---|
| 利根川水系<br>思　　川 | 左岸　小山市大字乙女 1119 番 1 地先から<br>渡良瀬川合流点まで<br>右岸　野木町大字友沼 1858 番 1 地先から<br>渡良瀬川合流点まで | 乙女 | 利根川上流<br>河川事務所 |
| 利根川水系<br>渡良瀬川 | 左岸　栃木市藤岡町藤岡 5879 番 3 地先<br>東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで<br>右岸　栃木市藤岡町藤岡 5721 番 11 地先<br>東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで | 古河 | |

2．伝達系統

利根川上流河川事務所 ⟶ 県水防本部 ⟶ 野　木　町【防災行政ネットワークシステム】

3．水防警報の基準となる水位観測所

| (利根川水系)<br>河　川　名 | 観測所名 | 地　　先 | 水防団待機水位(m) | はん濫注意水位(m) | 避難判断水位(m) | はん濫危険水位(m) | 計画高水位(m) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 思　川 | 乙女 | 小山市乙女 | 3.00 | 5.50 | 8.00 | 8.70 | 8.74 |
| 渡良瀬川 | 古河 | 古河市桜町 | 2.70 | 4.70 | 8.40 | 8.90 | 9.72 |

**第 18 条　知事の行う水防警報**

1．指定河川及びその区域

| 河川名 | 区　　域 | 基準水位観測所 | 基準雨量観測所 |
|---|---|---|---|
| 利根川水系<br>思川 | 左岸　鹿沼市深程大芦川合流点から<br>小山市大字乙女まで<br>右岸　鹿沼市深程大芦川合流点から<br>野木町大字友沼まで | 栃木（保橋）<br>小山（観晃橋） | (気) 鹿沼<br>(気) 小山 |
| 利根川水系<br>巴波川 | 左岸　栃木市川原田町ふたまた橋から<br>小山市大字中里まで<br>右岸　栃木市川原田町ふたまた橋から<br>大平町大字伯仲まで | 栃木（倭橋） | (気) 栃木 |

2．伝達系統

県水防本部 ⟶ 野　木　町【防災行政ネットワークシステム】

３．水防警報の基準となる水位観測所

| 河川名 | 観測所名 | 設置位置 | 主　管<br>事務所 | 水防団待機水位(m) | はん濫注意水位(m) | 避難判断水位(m) | はん濫危険水位(m) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 思　川 | 観　晃　橋 | 小山市中央町<br>1-2-16 番先 | 栃木土木事務所 | 2.80 | 3.40 | 5.80 | 6.50 |
| 思　川 | 保　橋 | 栃木市柳原町<br>195 地先 | 栃木土木事務所 | 1.50 | 1.80 | 5.40 | 5.90 |
| 巴波川 | 倭　橋 | 栃木市入舟町<br>1-1 地先 | 栃木土木事務所 | 0.70 | 1.00 | 1.80 | 2.30 |

## 第10章　水　防　機　関　の　活　動

**第19条　出動、水防開始および堤防等の異常に関する報告**

町長は次の事態に至ったときは、直ちに栃木土木事務所長に報告するものとする。

(1) はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

(2) 消防団が出動したとき。

(3) 水防作業を開始したとき。

(4) 堤防等に異状を発見したとき。（これに関する措置を含む）

**第20条　非　常　配　備**

町長が職員および消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

(1) 町長が自らの判断により必要と認める場合。

(2) 水防警報指定河川等にあっては、知事からの警報を受けた場合。

(3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合。

(4) 町長は、あらかじめ本部員の非常備配備の体制を整備しておくものとする。

**第21条　消防機関（水防機関）が出動するときは、次の基準による。**

１．待　　機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また一般団員はただちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報および警報が発せられたときに発令する。

２．準　　備

河川の水位が通報水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは消防機関に対し出動準備をさせる。

出動準備の要領は、下記によるものとする。

(1) 消防団の役員（班長以上）および機関員は、所属分団の詰所、器具置場等所定の場所に集合する。

(2) 水防資材および器具の整備点検および作業員の配備計画。

(3) 樋門等の水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、樋門等の開閉準備をする。

３．出　　動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めたときは、直ちに管下消防機関をしてあらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。

出動要領は下記による。

［第１次出動］

消防機関の少数が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに、樋門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行なう。

［第２次出動］

消防機関の一部が出動し、水防活動に入る。

［第３次出動］

消防機関の全員が出動して水防活動に入る。但し、いずれの段階の出動を行なうかは、水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする。

4．解　除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、消防機関員に対し、水防活動の終了を通知する。

**第 21 条　住民の水防協力**

町長又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは町の区域内に住む者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させ消防機関に応援させることができる。

**第 22 条　水防標識**

1．法第１８条の規定により水防のため出動する車輌の標識は昼夜別に、次の標旗又は標灯を用いるものとする。

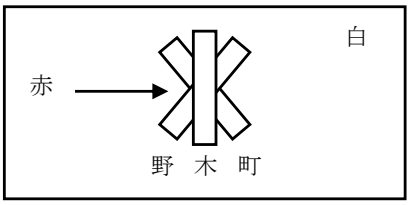


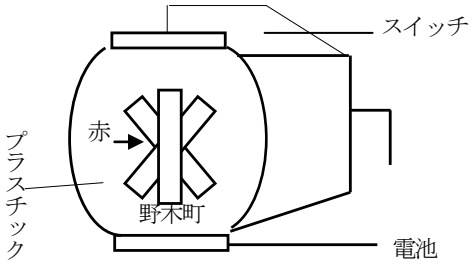


2．水防のため出動する県および水防機関職員は、次のよる腕章を着用する。

県　職　員

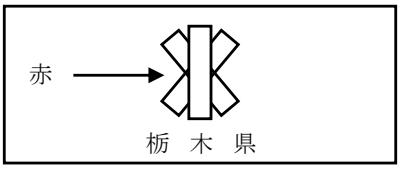


町の職員

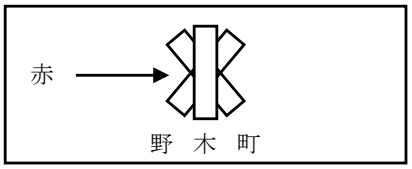


3．国土交通省関東地方整備局職員の用いる標旗および腕章は次のとおりである。

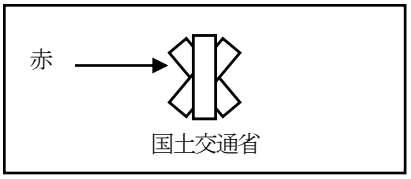


標　　旗

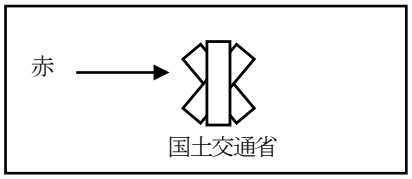


腕　　章

**第 24 条　水防信号**

法第２０条第１項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

| 区　　分 | | 警　鐘　信　号 | サ　イ　レ　ン |
|---|---|---|---|
| 第1信号 | はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの | ○　休　止　　○　休　止 | 5秒　15秒　5秒<br>吹鳴　　休止 |
| 第2信号 | 水防団体および消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの | ○　－　○　－　○　　○　－　○　－　○ | 5秒　6秒 |
| 第3信号 | 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの | ○－○－○－○　○－○－○－○ | 10秒　5秒 |
| 第4信号 | 必要と認める区域内の居住者に避難の為立ち退くべきことを知らせるもの | 乱　　打 | 1分　5秒　1分 |

| | |
|---|---|
| 備　　考 | 1．信号は適宜の時間継続する。<br>2．必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。<br>3．地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。 |

**第 25 条　公用負担**

1．法第２８条により公用負担の権限を行使する者、水防管理者又は消防機関の長にあっては身分を示す証明書、これらの者の委任を受けた者にあっては次の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提出しなければならない。

第　　号

公 用 負 担 命 令 権 限 証

野 木 町 消 防 団

職 名

氏 名

上記の者に○○区域における水防法第２８条の権限行使を委任したることを証明する。

平成　　年　　月　　日

水防管理者

野木町長　　氏　　名　　印

2．法第２８条第２項の規定により公用負担の権限を行使したときは、次の公用負担命令票を２通作成してその１通を目的物の所有者又は管理者、若しくはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第　　号

公 用 負 担 命 令 票

住　　所

負担者氏名

| 物　　件 | 数　　量 | 負担内容（使用・収用・処分） | 期　　間 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

水防法第２８条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。

平成　　年　　月　　日

水防管理者　　野木町長　　氏　　名　　印

上記権限行使により損害を受けたものに対しては、当該水防管理団体は時価により、その損害の補償をするものとする。

**第 26 条　避難のための立退き**

1．法第２９条の規定により町長又はその命を受けた職員は必要があるときは、ラジオ、水防信号、又は広報網その他の方法によって区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。

2．町長が居住者に対して行なう避難のための計画は、次のとおりである。

| 河 川 名 | 避 難 対 象 区 域 | 立　　退　　先 | 誘 導 者 |
|---|---|---|---|
| 思　　川 | 友　　沼 | 友沼小学校<br>野木町公民館 | 消 防 団 員 |
| 〃 | 松　　原 | 老人福祉センター | |
| 渡 良 瀬 川 | 野 木 ・ 野 渡 | 野木小学校 | 町　職　員 |
| 巴　波　川 | 本新田・下影・新角田 | 友沼小学校<br>老人福祉センター | |

3．町長は立退きを指示したときは、所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

**第 27 条　水防の解除**

町長は水防警報解除のあったとき又は河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させると共に栃木土木事務所長にその旨報告するものとする。

## 第 11 章　決壊時の処置

### 第 28 条　通報処置

1．堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、町長は水防法第２５条の規定により直ちにその旨を関係機関および氾濫すべき方向の隣接管理団体に通報しなければならない。

2．消防機関は、決壊後といえども出来得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

3．通報系統については、次のとおりとする。

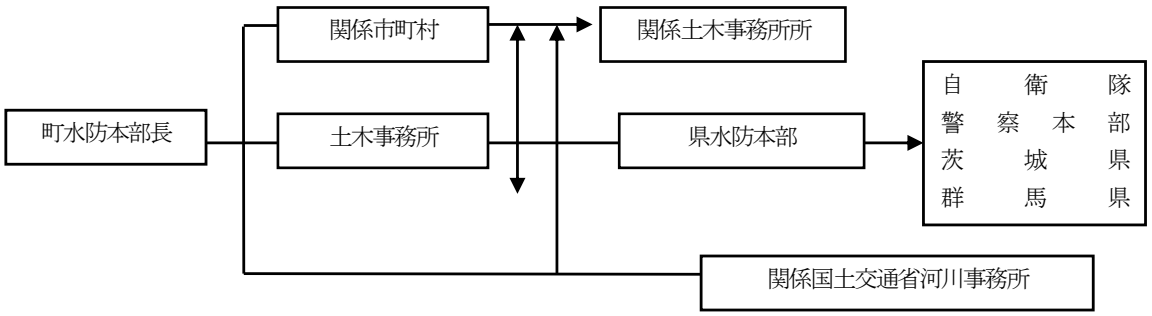


## 第 12 章　協　力　応　援

### 第 29 条　水防管理団体の協力応援

1．隣接市町村の水防に関する消防機関の相互援助協力に関して、町長はあらかじめ次の事項を協定しておき応援等の必要が生じたときは、隣接市町村長又は水防管理者に対し応援を要請するものとする。

(1) 応援要請の要領に関すること。

(2) 応援隊の編成集合に関すること。

(3) 応援する資材の品目数量およびこれらの輸送方法に関すること。

(4) 経費の負担区分に関すること。

(5) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること。

(6) その他必要な事項。

2．隣接市町村の消防機関の応援については、法第２３条第１項の規定により応援を求められたときは勿論、その他の場合においても前号の協力により相互に応援する外に、水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。

3．前項の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄のもとに努めて隊組織をもって行動するものとする。

4．土木事務所は、管内市町村の水防機関の相互援助協力について、適切な指導を行ない必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。

5．応援又は、援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。

6．前項の協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

### 第 30 条　自衛隊の協力応援要請

町長は水防上、自衛隊の救援を必要と認めたときは、次の事項を緊急連絡の方法により知事（消防防災課）に派遣を要請することができる。

(1) 派遣要請の目的

(2) 派遣要請の人員、車輌、資器材等

(3) 派遣要請の場所又は区域

## 第１３章　　水　防　報　告

### 第 31 条　報　　告

町長は洪水等による被害を生じた場合は、次の方法により栃木土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。

(1) 概　況　報　告

差し当り水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

(2) 中　間　報　告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに別表（2）（30 ページ）の様式により報告を行なうものとする。

但し、死者、重傷者および集団被害（おおむね 50 戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項の報告を行うものとする。

イ　死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年令、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項。

ロ　集団被害については、その状況と対策の概要。

(3) 確　定　報　告

被害状況が確定した場合は、別表（2）（30 ページ）の様式により知事に確定報告（土木事務所経由）を行うものとする。

**第 32 条　水防活動実施報告**

水防が終結したときは、町長は別表（3）（31 ページ）知事（栃木土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

**第 33 条　被　害　調　査**

被害調査のため受持区域分担を次のとおり定める。

| 区　　域 | 主調査担当者 | 副調査担当者 | 報告先 | 連絡方法 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 本部分団区域内 | 本 部 分 団 長 | 本部分団副分団長 | 野木町役場 | 無線・電話・伝令 | |
| 第１分団区域内 | 第 １ 分 団 長 | 第１分団副分団長 | 〃 | 〃 | |
| 第２分団区域内 | 第 ２ 分 団 長 | 第２分団副分団長 | 〃 | 〃 | |
| 第６分団区域内 | 第 ６ 分 団 長 | 第６分団副分団長 | 〃 | 〃 | |

## 第１４章　　そ　　の　　他

**第 34 条　水　防　訓　練**

本町において別に定める水防訓練実施要領に基づいて、実情に応じた水防訓練を実施するものとする。

なお、水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を栃木土木事務所を経由の上、知事に報告するものとする。

１．実施する場合

(1) 月日時　　(2) 場所　　(3) 河川名　　(4) 主催　　(5) 実施予定工法

２．実施した場合

(1) 月日時　　(4) 実施工法

(2) 場所　　(5) 参加人員

(3) 河川名　　(6) 使用資材数量　　(7) 使用資材見積書

**第 35 条　水防協議会委員**

１．法第３４条１項の規定に基づき野木町水防協議会を設置する。

２．野木町水防協議会委員の構成員は別紙①（省略）のとおりとする。

# ○避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成 24 年 11 月
野木町


水　害　編　　１．対象とする河川
　　２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）
　　３．避難勧告等の伝達内容等
土砂災害編　　１．対象とする区域
　　２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）
　　３．避難勧告等の伝達内容等


**【水害編】**

**１．対象とする河川**

避難勧告等の対象となる河川は下表１のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

表１

| 河川名 | 基準観測所 | 備考 |
|---|---|---|
| 渡良瀬川 | 古河 | 国管理 |
| 思　川 | 乙女 | 国管理 |

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

・浸水深が 50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。

・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険であること。

**２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）**

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表２のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表２

■渡良瀬川

| 基準観測所 | 渡良瀬川　古河観測所 |
|---|---|
| 避難準備（要援護者避難）情報 | ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（4.7m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合<br>・はん濫注意情報が発表されたとき |
| 避難勧告 | ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.9m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（8.4m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合<br>・はん濫警戒情報が発表されたとき |
| 避難指示 | ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.9m）に達した場合<br>・はん濫危険情報が発表されたとき |

■思　川

| 基準観測所 | 思川　乙女観測所 |
|---|---|
| 避難準備（要援護者避難）情報 | ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.5m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合<br>・はん濫注意情報が発表されたとき |
| 避難勧告 | ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.7m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（8.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合<br>・はん濫警戒情報が発表されたとき |
| 避難指示 | ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.7m）に達した場合<br>・はん濫危険情報が発表されたとき |

**３．避難勧告等の伝達内容等**

１）避難勧告等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

＜避難準備情報の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○小学校（避難所名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

＜避難勧告の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため、避難勧告を出しました。直ちに○○小学校（避難所名）へ避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。」

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。○時○分に○○地区に対して、○○（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに○○小学校（避難所名）への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。」

２）避難勧告等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

・住民等（住民、区長、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等）

・災害時要援護者・福祉関係機関等（要援護者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）

・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

・防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、電話、ＦＡＸ等

【土砂災害編】

## １．対象とする区域

１）避難勧告等の対象となる区域は下表１のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。

・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

２）避難の際には、次の事項に留意する。

・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては渓流に直角方向にできるだけ渓流から離れること。渓流を渡って対岸に避難することは避けること。

・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の２階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

表１：土砂災害危険箇所一覧表

急傾斜

| 危険箇所番号 | 箇所名 | 大字 | 小字 | 警戒区域 | 特別警戒区域 | 人家戸数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 364-Ⅰ-001 | 宮裏 | 野木 | 宮裏 | 有 | 有 | 0 |
| 364-Ⅱ-001 | 台林A | 友沼 | 台林 | 有 | 有 | 1 |
| 364-Ⅱ-002 | 台林B | 友沼 | 台林 | 有 | 有 | 2 |
| 364-Ⅱ-003 | 坂下C | 野木 | 坂下 | 有 | 有 | 1 |

## ２．避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

１）避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表２のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表２

| | |
|---|---|
| 対象地区 | ・避難すべき区域の全部 |
| 避難準備（要援護者避難）情報 | ・土砂災害警戒情報が発表された場合<br>・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合 |
| 避難勧告 | ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合<br>・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 |
| 避難指示 | ・近隣で土砂災害が発生した場合<br>・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 |

## ３．避難勧告等の伝達内容等

水害編の３を参照のこと。（資料 35 ページ）

# ○野木町防災会議条例

昭和40年11月16日条例第28号
改正　平成12年３月21日条例第８号
平成24年12月21日条例第34号

（目的）

**第１条**　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、野木町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

**第２条**　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　野木町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

**第３条**　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

⑵　栃木県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

⑶　栃木県警察の警察官のうちから町長が任命する者

⑷　町長がその部内の職員のうちから指名する者

⑸　町教育長

⑹　小山市消防本部消防長及び町消防団長

⑺　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

⑻　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

⑼　その他町長が特に認める者

６　前項の委員の定数は、３０人以内とする。

７　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

**第４条**　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（議事等）

**第５条**　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和40年11月16日から施行する。

附　則（平成12年３月21日条例第８号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月21日条例第８号）

この条例は、平成 24 年 12 月 21 日から施行する。

## ○ 防災会議委員名簿

| 番号 | 区　分 | 機　関　名 | 役職名 | 根拠条文 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 会　長 | 野木町 | 町長 | 防災会議条例第３条第２項 |
| 2 | １号委員 | 利根川上流河川事務所古河出張所 | 所長 | 防災会議条例第３条第５項第１号 |
| 3 | ２号委員 | 栃木土木事務所 | 所長 | 防災会議条例第３条第５項第２号 |
| 4 | 〃 | 県南健康福祉センター | 所長 | 〃 |
| 5 | 〃 | 下都賀農業振興事務所 | 所長 | 〃 |
| 6 | ３号委員 | 小山警察署 | 署長 | 防災会議条例第３条第５項第３号 |
| 7 | ４号委員 | 野木町 | 副町長 | 防災会議条例第３条第５項第４号 |
| 8 | 〃 | 野木町 | 会計管理者兼会計課長 | 〃 |
| 9 | 〃 | 野木町 | 総務課長 | 〃 |
| 10 | 〃 | 野木町 | 政策課長 | 〃 |
| 11 | 〃 | 野木町 | 財政管理課長 | 〃 |
| 12 | 〃 | 野木町 | 住民課長 | 〃 |
| 13 | 〃 | 野木町 | 税務課長 | 〃 |
| 14 | 〃 | 野木町 | 生活環境課長 | 〃 |
| 15 | 〃 | 野木町 | 上下水道課長 | 〃 |
| 16 | 〃 | 野木町 | 都市整備課長 | 〃 |
| 17 | 〃 | 野木町 | 産業課長 | 〃 |
| 18 | 〃 | 野木町 | 健康福祉課長 | 〃 |
| 19 | 〃 | 野木町 | 生涯学習課長 | 〃 |
| 20 | 〃 | 野木町 | こども教育課長 | 〃 |
| 21 | 〃 | 野木町 | 議会事務局長 | 〃 |
| 22 | ５号委員 | 野木町教育委員会 | 教育長 | 防災会議条例第３条第５項第５号 |
| 23 | ６号委員 | 小山市消防本部 | 消防長 | 防災会議条例第３条第５項第６号 |
| 24 | 〃 | 野木町消防団 | 団長 | 〃 |
| 25 | ７号委員 | 東日本電信電話㈱栃木支店 | 設備部長 | 防災会議条例第３条第５項第７号 |
| 26 | 〃 | 東京電力㈱栃木南支社 | 支社長 | 〃 |
| 27 | ８号委員 | 自主防災組織 | 代表者 | 防災会議条例第３条第５項第８号 |
| 28 | ９号委員 | 小山地区医師会　野木町医師団 | 代表 | 防災会議条例第３条第５項第９号 |
| 29 | 〃 | 小山市消防署野木分署 | 分署長 | 〃 |
| 30 | 〃 | 野木町社会福祉協議会 | 事務局長 | 〃 |

# ○野木町災害対策本部条例

昭和 40 年 11 月 16 日条例第 29 号
改正　平成３年３月 16 日条例第１号
平成 12 年３月 21 日条例第８号
平成 24 年９月 21 日条例第 30 号

**第１条**　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、野木町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

**第２条**　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

**第３条**　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

**第４条**　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 40 年 11 月 16 日から施行する。

附　則（平成３年３月 16 日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 21 日条例第８号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年９月 21 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

# ○野木町水防協議会条例

昭和25年6月19日条例第1号
改正　昭和38年1月25日条例第1号
平成19年9月19日条例第31号
平成24年9月21日条例第31号

（趣旨）
第1条　水防法（昭和24年法律第193号）第34条第5項の規定による野木町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。
（組織）
第2条　本会に会長1名及び委員若干名を置く。
2　会長は、水防管理者をもってこれに充て、委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が委嘱する。
（会長及び職務代理者）
第3条　会長は、協議会を代表し会務を総理する。
2　会長に事故あるときは、そのあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
第4条　関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故あるときは、そのあらかじめ指名する職務上の代理者が、その職務を行うことができる。
（任期）
第5条　関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　水防管理者において特別の事由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、この任期中においてこれを免じ又は解職することができる。
（会議）
第6条　会長は会議を招集し、その議長となる。
第7条　協議会は、委員の3分の1以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。
2　協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
（書記）
第8条　協議会に書記若干名を置き、会長が命じ又は委嘱する。書記は、上司の命を受け庶務に従事する。
（手当等）
第9条　会長、委員又は書記に対しては、予算の範囲内で水防管理者の定めるところにより手当及び費用弁償を支給することができる。
（委任）
第10条　前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附　則
この条例は、昭和25年6月20日から施行する。
附　則（昭和38年1月25日条例第1号）
この条例は、公布の日から施行し、昭和38年1月1日から適用する。
附　則（平成19年9月19日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年9月21日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。

# ○ 野木町地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する規則

平成 11 年 11 月 17 日
規則第 26 号

（目的）

**第１条**　この規則は、自己の知識及び経験を生かして、地震、風水害、大火災等の発生した場合又はその発生のおそれのある場合に町への被害情報等の迅速な提供を行い、かつ、自主防災組織の育成並びに自主防災体制の充実及び強化に関して町への協力を行う野木町地域消防防災活動協力員（以下「協力員」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力員の委嘱）

**第２条**　協力員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから町長が委嘱する。

(1)　消防職員経験者、消防団員経験者その他これらに準ずる者として町長が適当と認める者

(2)　ボランティア精神に富む者であって、地域住民の信望のある者

(3)　次条第１項の規定による活動を実践できる者

２　　協力員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（協力員の活動）

**第３条**　協力員は、町及び消防機関と連携して、地域において次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　災害の発生した場合又はその発生のおそれのある場合における町への被害情報等の迅速な提供をすること。

(2)　自主防災組織の育成指導をすること。

(3)　地域住民の防災対策に関する相談に応じ、かつ、必要な指導及び助言を行うこと。

(4)　高齢者、障害者等の災害弱者に対し、防災対策についての指導及び助言を行うこと。

(5)　自主防災活動に対する指導及び助言を行うこと。

２　　協力員は、前項の規定による活動を行うときは、協力員証（別記様式第 1 号：省略）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（活動記録簿）

**第４条**　協力員は、前条第１項の規定による活動を行ったときは、その内容を活動記録簿（別記様式第２号：省略）に記録しなければならない。

２　　協力員は、町長の指示により、活動記録簿を町長に提出しなければならない。

（協力員の遵守事項等）

**第５条**　協力員は、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　　協力員は、研修会への参加等によりその活動上必要な知識の習得に努めなければならない。

（町との連携）

**第６条**　協力員は、常に町との連携に努めるものとする。

（委任）

**第７条**　この規則に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　　この規則は、平成 12 年１月１日から施行する。

２　　この規則の実施の日以後初めて第２条第１項の規定により町長が委嘱した協力員の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、平成 12 年３月 31 日までとする。

# ○栃木県火災・災害等即報要領

## 第１　総　則

１　趣　旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成６年４月２１日付消防災第１００号)」「災害報告取扱要領(昭和４５年４月１０日付消防防第２４６号)」「救急事故等報告要領(平成６年１０月１７日付消防救第１５８号)」の定めるところによる。

３　報告手続

⑴　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（⑴において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が２以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

⑵　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

⑶　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

⑷　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

⑸　市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、⑴の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末(栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照)からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、⑵により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

⑴　様式

ア　火災即報・・・・・・第１号様式

火災を対象とする。（爆発を除く。）

イ　特定の事故即報・・・・・・第２号様式

特定の事故（危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故）を対象とする。

ウ　救急・救助事故等即報・・・・・・第３号様式

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ　災害即報・・・・・・第４号様式（その１・その２）

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

⑵　画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

⑴　「第２ 即報基準」「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

⑵　市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

⑶　県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

⑷　市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

⑸　市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

⑹　⑴から⑸にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

⑺　消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」により行うものとする。

⑻　県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表１のとおりとする。

**第２ 即報基準**

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災即報

⑴　一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

⑵　個別基準

次の火災については⑴の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　建物火災

(ｱ)　特定防火対象物で死者の発生した火災

(ｲ)　高層建築物の１１階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ｳ)　国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

(ｴ)　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

(ｵ)　損害額１億円以上と推定される火災

(ｶ)　公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ　林野火災

(ｱ)　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

(ｲ)　空中消火を要請又は実施したもの

(ｳ)　住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの

(ｴ)　火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ　交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ｱ)　航空機火災

(ｲ)　社会的影響度が高い船舶火災

(ｳ)　トンネル内車両火災

(ｴ)　列車火災

エ　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

（例示）施設等で多数の人が避難したもの

2　特定の事故即報

(1)　一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2)　個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ｱ)　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(ｲ)　負傷者が５名以上発生したもの

(ｳ)　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(ｴ)　５００キロリットル以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(ｵ)　湖沼・河川への危険物流出事故

(ｶ)　高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ　原子力災害等

(ｱ)　放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ｲ)　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

3　救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

(5)　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

（例示）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故
・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4　武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記３と同様式を用いて報告すること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２条第４項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5　災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1)　一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　市町が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２市町以上にまたがるもので、１市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

(2)　個別基準

ア　地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度４以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ　風水害

(ｱ)　崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｳ)　台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｴ)　突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ　雪害

(ｱ)　雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ｲ)　道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ 火山災害

(ｱ)　噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(ｲ)　火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3)　社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

**第３ 直接即報基準**

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1　火災即報

(1)　交通機関の火災

第２の１⑵ウに同じ。

⑵　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

２　特定の事故即報

⑴　危険物等に係る事故

ア　第２の２⑵ア(ｱ)(ｲ)に同じ

イ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ｱ)　湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(ｲ)　５００キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等

エ　市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災

⑵　原子力災害等

第２の２⑵イに同じ。

⑶　爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

３　救急・救助事故等即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

⑴　列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

⑵　バスの転落等による救急・救助事故

⑶　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

⑷　映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急･救助事故

⑸　その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

４　武力攻撃災害

第２の４⑴⑵に同じ。

５　災害即報

⑴　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

⑵　第２の５の⑵のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

**第４　記入要領**

第１号・第２号・第３号・第４号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災即報＞

１　第１号様式（火災）

⑴　火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。

⑵　消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況も記入すること。

⑶　救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

⑷　災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

⑸　その他参考事項

次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

(ｱ)　死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。(ｱ)において同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び環境

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過

(ｲ)　火災の状況

a　発見及び通報状況

b　避難状況

イ　建物火災で個別基準の(ｵ)又は(ｶ)に該当する火災

(ｱ)　発見及び通報状況

(ｲ)　延焼拡大の理由

a 消防事情　b 都市構成　c 気象条件　d その他

(ｳ)　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ｴ)　り災者の避難保護状況

(ｵ)　市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

(ｱ)　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(ｲ)　林野植生

(ｳ)　自衛隊派遣要請、出動状況

(ｴ)　空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ　交通機関の火災

(ｱ)　車両、船舶、航空機等の概要

(ｲ)　焼損状況、焼損程度

＜特定の事故即報＞

2　第２号様式（特定の事故）

(1)　事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2)　事業所名

「事業所名」は「○○㈱○○工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。

(3)　覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4)　物質区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。

(5)　施設の区分

欄中該当する記号を○で囲むこと。

(6)　施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も記入すること。

(7)　事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

(8)　消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

(9)　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、

その設置及び解散日時を記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第３号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

・避難勧告、指示の状況

・避難所設置状況

・自衛隊派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

4 第４号様式

(1) 第４様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ｱ) 発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(ｲ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ　応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町（消防機関含む。）が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

・避難勧告、指示の状況

・避難所設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況

・自衛隊派遣要請、出動状況

(2)　第４様式－その２（被害状況即報）

ア　各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ　災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ　備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ｱ)　災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

(ｲ)　災害発生日時

被害の生じた日時又は期間

(ｳ)　災害の種類、概況

台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等

(ｴ)　応急対策の状況

市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度６弱以上の地震の場合は、１１９番通報件数の概数も記入すること。

（例示）・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

・避難勧告、指示の状況

・避難所設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況

・自衛隊派遣要請、出動状況

・災害ボランティア活動状況

附　則

この要領は、平成　２年　５月１５日から施行する。

この要領は、平成　７年　１月１７日から施行する。

この要領は、平成　８年　５月１５日から施行する。

この要領は、平成１２年　２月１５日から施行する。

この要領は、平成１２年１２月　１日から施行する。

この要領は、平成１５年　６月２７日から施行する。
この要領は、平成１５年１０月１５日から施行する。
この要領は、平成１６年　３月　１日から施行する。
この要領は、平成１６年１１月　１日から施行する。
この要領は、平成１８年　３月２０日から施行する。
この要領は、平成１９年　３月３１日から施行する。
この要領は、平成２０年　４月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　５月　１日から施行する。
この要領は、平成２０年　９月　９日から施行する。
この要領は、平成２１年　３月２３日から施行する。
この要領は、平成２２年　３月２９日から施行する。
この要領は、平成２４年　３月３０日から施行する。
この要領は、平成２４年　５月３１日から施行する。

別表１　連絡先

<table>
<tr><td rowspan="4">県</td><td rowspan="4">終日</td><td rowspan="4">県民<br>生活部<br>消防<br>防災課</td><td rowspan="2">防災行政<br>ネットワーク</td><td>電話</td><td>５００－２１３６</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>５００－２１４６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０２８－６２３－２１３６</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０２８－６２３－２１４６</td></tr>
<tr><td rowspan="6">消防庁</td><td rowspan="3">勤務時間内<br>（平日９時３０分<br>～<br>１８時１５分）</td><td rowspan="3">応急<br>対策室</td><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０３－５２５３－７５２７</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０３－５２５３－７５３７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域衛星<br>ネットワーク</td><td>電話</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９０１３</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９０３３</td></tr>
<tr><td rowspan="3">勤務時間外</td><td rowspan="3">宿直室</td><td rowspan="2">ＮＴＴ回線</td><td>電話</td><td>０３－５２５３－７７７７</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>０３－５２５３－７５５３</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域衛星<br>ネットワーク</td><td>電話</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９１０２</td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td>発信特番－０４８－５００－９０<br>－４９０３６</td></tr>
</table>

第１号様式（火災）　　第　　報

| 送付先：栃木県県民生活部消防防災課 | | 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
|---|---|---|---|
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146/ | 市町<br>（消防本部名） | |
| 第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。<br>(NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136) | | 報告者名 | （℡　　） |

（　月　日　時　分現在）

※　爆発を除く。

| 火災種別 | １　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他 | | |
|---|---|---|---|
| 出火場所 | | 栃木県防災情報マップ | 6－　，　－<br>（英字）（数字） |
| 出火日時<br>（覚知日時） | 月　日　時　分<br>（　月　日　時　分） | （鎮圧日時）<br>鎮火日時 | （　月　日　時　分）<br>月　日　時　分 |
| 火元の業態・用途 | | 事業所名<br>（代表者氏名） | |
| 出火箇所 | | 出火原因 | |
| 死傷者 | 死者（性別・年齢）　人<br>負傷者　重症　人<br>中等症　人<br>軽症　人 | 死者の生じた理由 | |
| 建物の概要 | 構造<br>階層 | 建築面積<br>延べ面積 | |
| 焼損程度 | 焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟 | 焼損面積 | 建物焼損床面積　㎡<br>建物焼損表面積　㎡<br>林野焼損面積　a |
| り災世帯数 | | 気象状況 | |
| 消防活動状況 | 消防本部（署）　台　人<br>消防団　台　人<br>その他　人 | | |
| 救急・救助活動状況 | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | |
| その他参考事項 | | | |

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（特定の事故）　　第　　報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 送付先：栃木県県民生活部消防防災課 | | 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 市町（消防本部名） | |
| 第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。<br>(NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136) | | 報告者名 | （TEL　　） |

事故名　１　危険物等に係る事故<br>２　原子力施設等に係る事故<br>３　その他特定の事故

（　月　日　時　分現在）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事故種別 | １　火災　２　爆発　３　漏えい　４　その他（　　） | | | | |
| 発生場所 | | | | | |
| 事業所名 | | | | | |
| 発生日時<br>（覚知日時） | 月　日　時　分<br>（　月　日　時　分） | 発見日時 | 月　日　時　分 | | |
| | | 鎮火日時<br>（処理完了） | 月　日　時　分 | | |
| 消防覚知方法 | | 気象状況 | | | |
| 物質の区分 | 1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス<br>5.毒劇物 6.RI 等 7.その他（　　） | 物　質　名 | | | |
| 施設の区分 | 1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設　4.その他（　　） | | | | |
| 施設の概要 | | 危険物施設の区分 | | | |
| 事故の概要 | | | | | |
| 死傷者 | 死者（性別・年齢）　　人 | 負傷者等　人（　人）<br>重　症　人（　人）<br>中等症　人（　人）<br>軽　症　人（　人） | | | |
| 消防防災活動状況及び救急・救助活動状況 | 警戒区域の設定　月　日　時　分<br>使用停止命令　月　日　時　分 | 出場機関 | | 出場人員 | 出場資機材 |
| | | 事業所 | 自衛防災組織 | 人 | |
| | | | 共同防災組織 | 人 | |
| | | | その他 | 人 | |
| | | 消防本部（署） | | 台<br>人 | |
| | | 消防団 | | 台<br>人 | |
| | | 自衛隊 | | 人 | |
| | | その他 | | 人 | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | | | |
| その他参考事項 | | | | | |

（注）第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（救急・救助事故等）　　第　　報

| 送付先：栃木県県民生活部消防防災課 | | 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
|---|---|---|---|
| 終日 | ⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 市町<br>（消防本部名） | |
| ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。<br>(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) | | 報告者名 | （TEL　　） |

（　　月　　日　　時　　分現在）

| 事故災害種別 | 1　救急事故　　2　救助事故　　3　武力攻撃災害　　4　緊急対処事態 | | |
|---|---|---|---|
| 発生場所 | | | |
| 発生日時<br>（覚知日時） | 月　日　時　分<br>（　月　日　時　分） | 覚知方法 | |
| 事故等の概要 | | | |
| 死傷者等 | 死者（性別・年齢）<br>計　　人<br>不明　　人 | 負傷者等　　人（　　人）<br>重　症　　人（　　人）<br>中等症　　人（　　人）<br>軽　症　　人（　　人） | |
| 救助活動の要否 | | | |
| 要救護者数（見込） | | 救助人員 | |
| 消防・救急・救助活動状況 | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | |
| その他参考事項 | | | |

（注）負傷者等欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）〔災害概況即報〕　　第　　報

| 送付先：栃木県県民生活部消防防災課 | | 報告日時 | 年　月　日　時　分 |
|---|---|---|---|
| 終日 | ⇒　NW-FAX　500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 市町（消防本部名） | |
| ※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) | | 報告者名 | （℡　） |

（　月　日　時　分現在）

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 災害の概況 | 発生場所 | | | | | 発生日時 | 月　日　時　分 | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 被害の状況 | 死傷者 | 死者 | 人 | 不明 | 人 | 住　家 | 全壊 | 棟 | 一部破損 | 棟 |
| | | 負傷者 | 人 | 計 | 人 | | 半壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 |
| | | | | | | | | | | |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

《消防防災課確認事項》

1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
4 住民の避難の状況について確認する。（避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。）
5 道路、崖くずれの状況について確認する。

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その２）〔被害状況即報〕

| 終日 | NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146 | 送付先：栃木県県民生活部消防防災課　(NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)<br>※第一報についてはＦＡＸ送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】 | 市町村・消防番号 |
|---|---|---|---|

| 市町村名（消防本部名） | | |
|---|---|---|
| 報告者名 | （TEL　　） | |
| 災害名・報告番号 | 災害名<br>第　　報<br>（　月　日　時現在） | |

| 区分 | | | 被害 |
|---|---|---|---|
| 人的被害 | 死者 | 人 | |
| | 行方不明者 | 人 | |
| | 負傷者 重傷 | 人 | |
| | 負傷者 軽傷 | 人 | |
| 住家被害 | 全壊 | 棟 | |
| | | 世帯 | |
| | | 人 | |
| | 半壊 | 棟 | |
| | | 世帯 | |
| | | 人 | |
| | 一部破損 | 棟 | |
| | | 世帯 | |
| | | 人 | |
| | 床上浸水 | 棟 | |
| | | 世帯 | |
| | | 人 | |
| | 床下浸水 | 棟 | |
| | | 世帯 | |
| | | 人 | |
| 非住家※1 | 公共建物 | 棟 | |
| | その他 | 棟 | |

| 区分 | | | 被害 |
|---|---|---|---|
| その他 | 田 流出・埋没 | ha | |
| | 田 冠水 | ha | |
| | 畑 流出・埋没 | ha | |
| | 畑 冠水 | ha | |
| | 文教施設 | 箇所 | |
| | 病院 | 箇所 | |
| | 道路 | 箇所 | |
| | 橋りょう | 箇所 | |
| | 河川 | 箇所 | |
| | 砂防 | 箇所 | |
| | 清掃施設 | 箇所 | |
| | 崖くずれ | 箇所 | |
| | 鉄道不通 | 箇所 | |
| | 被害船舶 | 隻 | |
| | 水道 | 戸 | |
| | 電話 | 回線 | |
| | 電気 | 戸 | |
| | ガス | 戸 | |
| | ブロック塀等 | 箇所 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | り災世帯数※2 | 世帯 | |
| | り災者数※2 | 人 | |
| | 火災発生※3 建物 | 件 | |
| | 火災発生※3 危険物 | 件 | |
| | 火災発生※3 その他 | 件 | |

| 区分 | | | 被害 |
|---|---|---|---|
| | 公立文教施設 | 千円 | |
| | 農林水産業施設 | 千円 | |
| | 公共土木施設 | 千円 | |
| | その他の公共施設 | 千円 | |
| | 小計 | 千円 | |
| | 公共施設被害市町村数 | 団体 | |
| その他 | 農産被害 | 千円 | |
| | 林産被害 | 千円 | |
| | 畜産被害 | 千円 | |
| | 水産被害 | 千円 | |
| | 商工被害 | 千円 | |
| | その他 | 千円 | |
| | 被害総額 | 千円 | |

| | | |
|---|---|---|
| 災害対策本部等の設置状況 | | |
| | 設置 | 月　日　時　分 |
| | 解散 | 月　日　時　分 |
| 災害救助法適用状況 | | |
| | 消防職員出動延人数 | 人 |
| | 消防団員出動延人数 | 人 |

| 備　考 |
|---|
| 災害発生場所 |
| 災害発生年月日 |
| 災害の種類概況 |
| 応急対策の状況 |
| １１９番通報件数 |
| ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 |
| ・避難の勧告・指示の状況 |
| ・避難所の設置状況 |
| ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 |
| ・自衛隊の派遣要請、出動状況 |
| ・災害ボランティアの活動状況 |
| その他 |

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。
◎１１９番通報の件数は、１０件単位で、例えば約１０件、３０件、５０件（５０件を超える場合は多数）と記入すること。

# 即報基準一覧

H24 年 5 月

※詳細は栃木県火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県 | （終日⇒消防防災課） | 防災行政 NW | 500-2136<br>500-2146（FAX） | 消防庁 | （勤務時間内⇒応急対策室） | NTT 回線 | 03-5253-7527<br>03-5253-7537（FAX） |
| | | | | | | 地域衛星 NW | 発信特番-048-500-90-49013<br>発信特番-048-500-90-49033（FAX） |
| | | NTT 回線 | 028-623-2136<br>028-623-2146（FAX） | | （勤務時間外⇒宿直室） | NTT 回線 | 03-5253-7777<br>03-5253-7553（FAX） |
| | | | | | | 地域衛星 NW | 発信特番-048-500-90-49102<br>発信特番-048-500-90-49036（FAX） |

報告すべき火災・災害等を覚知したとき**直ちに第１報を報告**（**判断に迷う場合は報告**）　⇒できるだけ早く、分かる範囲で構わない。
以降、各即報様式に定める事項について判明したものから逐次報告。

**即　報**
※第１報については報告した旨電話連絡（県から要求した場合を除く）

直接即報基準（囲みの項目）にあてはまる火災・災害等を覚知した時は、県に対してだけではなく、消防庁に対しても直接第１報報告。
（要請があった時は以降も引き続き報告）

## 第１号様式使用

### 1　火災発生（おそれ含む）

① 一般基準
- □ 死者３人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 建物火災
- □ 特定防火対象物で死者発生
  （例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等）
- □ ホテル、病院、映画館、百貨店での火災
- □ 11 階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者等が避難
- □ 国指定重要文化財又は特定違反対象物
- □ 建物焼損延べ面積 3,000 ㎡以上（推定）
- □ 損害額１億円以上（推定）
- □ 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

B 林野火災
- □ 焼損面積 10ha 以上（推定）
- □ 空中消火要請（栃木県防災ヘリ「おおるり」等要請）又は実施
- □ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的影響度高
- □ 送電線・配電線が近距離

C 交通機関の火災
- □ 航空機
- □ 社会的影響度が高い船舶
- □ トンネル内の車両
- □ 列車

D その他
- □ 特殊な原因、様態等消防上特に参考となるもの
  （例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災）

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
- 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（含武力攻撃・緊急対処事態発展可能性有）

## 第２号様式使用

### 2　特定の事故発生（おそれ含む）

① 一般基準
- □ 死者３人以上発生
- □ 死者及び負傷者の合計 10 人以上発生

② 個別基準

A 危険物等（危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故
- □ 死者（交通事故を除く）又は行方不明者発生
- □ 負傷者５名以上発生
- □ 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生
- □ 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500 ㎡程度以上の区域に影響有
- □ 500kl 以上のタンクの火災、爆発又は漏洩
- □ 湖沼、河川への流出
- □ 施設からの危険物等の漏洩事故で次に該当
  - ▽ 湖沼・河川へ流出し、防除・回収等が必要
  - ▽ 500kl 以上のタンクからの漏洩等
- □ 市街地又は高速道路上等におけるﾀﾝｸﾛｰﾘｰの事故で次に該当
  - ▽ 火災
  - ▽ 漏洩
  - ▽ 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要

B 原子力災害等
- □ 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生
- □ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線漏洩

C その他特定の事故
- □ 可燃性ガス等の爆発、漏洩、異臭等社会的影響度高

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高（不特定対数者出入建物での爆発異臭等）

## 第３号様式使用

### 3　救急・救助事故発生（おそれ含む）

- □ 死者５人以上の救急事故
- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急事故
- □ 要救助者５人以上の救助事故
- □ 覚知から救助完了までの所用時間 5 時間以上の救助事故
- □ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

例 ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- バスの転落による救急・救助事故
- ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

- □ 死者及び負傷者の合計 15 人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの
  - ▽ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
  - ▽ バスの転落等による救急・救助事故
  - ▽ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
  - ▽ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
  - ▽ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度高
- □ 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害
- □ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又はそれが発生する明白な危険が迫っていると認められるに至った事態

## 第４号様式使用

### 4　災害発生（おそれ含む）

① 一般基準
- □ 災害救助法の適用基準に合致
- □ 市町村が災害対策本部設置
- □ ２市町村以上にまたがるもので１の市町村における被害は軽微であっても、県域で見た場合に大被害発生
  （例：台風・豪雨・豪雪）

② 個別基準

A 地震
- □ 当該市町村の区域内で震度４以上（震度５強以上）を記録した地震（被害の有無を問わず）

B 風水害
- □ 崖崩れ、地すべり、土石流等による※人的・住家被害
- □ 河川の溢水、堤防の決壊等による※人的・住家被害
- □ 台風・豪雨による※人的・住家被害
- □ 突風、竜巻等による※人的・住家被害
- □ 死者又は行方不明者の発生

C 雪害
- □ 雪崩等による※人的・住家被害
- □ 道路の凍結又は雪崩等による孤立集落発生

D 火山災害
- □ 噴火警報（火口周辺）発表後、入山規制又は通行規制等実施
- □ 火山の噴火による※人的・住家被害
- □ 死者又は行方不明者の発生

③ 社会的影響基準
①②に該当しなくとも報道機関に取り上げられる等社会的影響度高

※人的被害＝死者、負傷者、行方不明　　住家被害＝全壊、半壊、一部損壊（ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く）、床上浸水、床下浸水等

# ○ 栃木県災害救助法施行細則（別表第１・第２）

改正　平成23年　　規則第21号

**別表第１**

救助の程度方法及び期間

**一　収容施設の供与**

(一)　避難所

１　避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

２　避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ　賃金職員等雇上費

ロ　消耗器材費

ハ　建物の使用謝金

ニ　器物の使用謝金、借上費又は購入費

ホ　光熱水費

ヘ　仮設便所等の設置費

３　避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり　300円

４　避難所を設置する際において、冬期(10月～3月)であるときは、別に定める額を加算する。

５　避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(二)　応急仮設住宅

１　応急仮設住宅に収容できる者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては、住家を得ることのできない者とする。

２　応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,387,000円以内とする。

３　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがある。この場合において、当該施設の一施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。

４　老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することがある。

５　応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することがある。

６　応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

７　応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限(最高２年以内)とする。

**二　炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給**

(一)　炊出しその他による食品の給与

１　炊出しその他による食品の給与は、一の(一)の1により避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもつて行うものとする。

２　炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ　主食費　　ロ　副食費　　ハ　燃料費　　ニ　雑費

３　炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,010円以内とする。

4　炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

(二)　飲料水の供給

1　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

2　飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3　飲料水の供給を実施する期間は、二の(一)の 4 の炊出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

**三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与**

(一)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(二)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ　被服、寝具及び身の回り品　　ロ　日用品

ハ　炊事用具及び食器　　ニ　光熱材料

(三)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要な費用を支出することがある。

1　住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1 人世帯 | 2 人世帯 | 3 人世帯 | 4 人世帯 | 5 人世帯 | 6 人以上 1 人を増すごとに加算する額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 夏季 | 4 月～9 月 | 17,300 円 | 22,300 円 | 32,800 円 | 39,300 円 | 49,800 円 | 7,300 円 |
| 冬季 | 10 月～3 月 | 28,600 円 | 37,000 円 | 51,600 円 | 60,400 円 | 75,900 円 | 10,400 円 |

2　住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

| 季別 | 期間 | 1 人世帯 | 2 人世帯 | 3 人世帯 | 4 人世帯 | 5 人世帯 | 6 人以上 1 人を増すごとに加算する額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 夏季 | 4 月～9 月 | 5,600 円 | 7,600 円 | 11,400 円 | 13,800 円 | 17,500 円 | 2,400 円 |
| 冬季 | 10 月～3 月 | 9,100 円 | 12,000 円 | 16,900 円 | 20,000 円 | 25,400 円 | 3,300 円 |

(四)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

**四　医療及び助産の給付**

(一)　医療の給付

1　医療の給付は、災害のために医療の途を失つた者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

2　医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ　診療　　ロ　薬剤又は治療材料の支給

ハ　処置、手術その他の治療及び施術　　ニ　施設病院又は診療所への収容　　ホ　看護

3　医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

4　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(二)　助産の給付

1　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

2　助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

イ　分べんの介助　　ロ　分べん前及び分べん後の処置

ハ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3　助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額とする。

4　助産の給付を実施する期間は、分べんした日から７日以内とする。

**五　災害にかかった者の救出**

(一)　災害にかかった者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

(二)　災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(三)　災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。

ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

**六　災害にかかった住宅の応急修理**

(一)　住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、又は半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。

(二)　住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

(三)　住宅の応急修理のため支出する費用は、１世帯当たり 510,000 円以内とする。

(四)　住宅の応急修理は、災害発生の日から１箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

**七　生業資金の貸与**

(一)　生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。

(二)　生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

(三)　生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ　生業費　１件当り　30,000 円以内

ロ　就職支度費　１件当り　15,000 円以内

(四)　生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から１箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間によりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することがある。

(五)　生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

１　貸与期間　２年以内

２　利子　無利子

**八　学用品の給与**

(一)　学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(二)　学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

１　教科書　　２　文房具　　３　通学用品

(三)　学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。

１　教科書代

イ　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2　文房具費及び通学用品費

イ　小学校児童にあっては、1人当たり、4,100円

ロ　中学校生徒にあっては、1人当たり、4,400円

ハ　高等学校等生徒にあっては、1人当たり、4,800円

(四)　学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することがある。

**九　死体の捜索及び処理**

(一)　死体の捜索

1　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2　死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3　死体の捜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によ　り、これによりがたい場合には厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

(二)　死体の処理

1　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

2　死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ　死体の一時保存

ハ　検案

3　検案は、原則として救護班が行うものとする。

4　死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料　1体当たり3,300円

ロ　死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり5,000円(死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,000円に当該地域における通常の実費を加算した額)とする。

ハ　検案が救護班により、行われがたい場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

5　死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することがある。

**十　埋葬**

(一)　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

(二)　埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

1　棺

2　埋葬又は火葬

3　骨つぼ及び骨箱

(三)　埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人201,000円以内、小人(満12歳に満たない者をいう。)160,800円以内とする。

(四)　埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

**十一　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費**

(一)　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

1　被災者の避難

2　医療及び助産

3　災害にかかった者の救出

4　飲料水の供給

5　死体の捜索
6　死体の処理
7　救助用物資の整理配分

(二)　応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(三)　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

**十二　災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去**

(一)　自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(二)　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(三)　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1 世帯当たり 134,200 円以内とする。

(四)　障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合には、厚生労働大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。

**別表第２**

(一)　令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

法第 24 条第 5 項の規定による実費弁償の限度(日当、超過勤務手当、費用弁償)

| 職種 | 日当 | 超過勤務手当(一時間当たり) | 費用弁償額 |
|---|---|---|---|
| 医師<br>歯科医師 | 21,400 円 | 4,280 円 | 職員の給与に関する条例(昭和 27 年栃木県条例第 1 号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。 |
| 薬剤師<br>診療放射線技師<br>臨床検査技師<br>臨床工学技士<br>歯科衛生士 | 16,500 円 | 3,300 円 | |
| 保健師<br>助産師<br>看護師<br>准看護師 | 14,700 円 | 2,940 円 | |
| 救急救命士 | 15,600 円 | 3,120 円 | |
| 土木技術者<br>建築技術者 | 16,900 円 | 3,380 円 | |
| 大工 | 18,900 円 | 3,780 円 | |
| 左官 | 17,800 円 | 3,560 円 | |
| とび職 | 16,400 円 | 3,280 円 | |

(二)　令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その 100 分の 3 の額を加算した額以内とする。

# ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

平成24年4月1日　現在

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある者を収容する。</td><td>(基本額)<br>避難所設置費<br>1人　1日当たり300円以内<br>(加算額)<br>冬季　別に定める額を加算<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2　避難にあたっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼または流失、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>1　規格　1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。<br>2　限度額　1戸当たり<br>2,387,000円以内<br>3　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)</td><td>災害発生の日から20日以内着工</td><td>1　平均1戸当たり29.7㎡、2,366,000円以内であればよい。<br>2　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する[福祉仮設住宅]を設置できる。<br>3　供与期間　最高2年以内<br>4　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者<br>2　全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者</td><td>1人1日当たり<br>1,010円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。<br>(1食は1／3日)</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>1　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</td><td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

| 区　分 | | 1人世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人以上1人増すごとに加算 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全壊<br>全焼<br>流失 | 夏 | 17,300 | 22,300 | 32,800 | 39,300 | 49,800 | 7,300 |
| | 冬 | 28,600 | 37,000 | 51,600 | 60,500 | 75,900 | 10,400 |
| 半壊<br>半焼<br>床上浸水 | 夏 | 5,600 | 7,600 | 11,400 | 13,800 | 17,500 | 2,400 |
| | 冬 | 9,100 | 12,000 | 16,900 | 20,000 | 25,400 | 3,300 |

| 救助の種類 | 対　　象 | 費 用 の 限 度 額 | 期　　間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 医　　療 | 医療の途を失った者(応急的処置) | 救護班･･･使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>病院または診療所･･･国民健康保険診療報酬の額以内<br>施術者　協定料金の限度額 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 |
| 助　　産 | 災害発生の以前または以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2　助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 |
| 災害にかかった者の救出 | 1　現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2　生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 | 1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2　輸送費、人件費は、別途計上 |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>1世帯当たり　510,000円以内 | 災害発生の日から1ヶ月以内 | |
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)流出半壊(焼)または床上浸水により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。) | 1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学校児童　4,100円<br>中学校生徒　4,400円<br>高等学校等生徒　4,800円 | 災害発生の日から<br>(教科書)<br>1ヶ月以内<br>(文房具及び通学用品)<br>15日以内 | 1　備蓄物資は評価額<br>2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |
| 埋　　葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり<br>大人(12歳以上)　201,000円以内<br>小人(12歳未満)　160,800円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1　輸送費、人件費は、別途計上<br>2　災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |

| 救助の種類 | 対　　象 | 費 用 の 限 度 額 | 期　　間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。 | (洗浄、消毒等)<br>1体当たり　3,300円以内<br>一時保存<br>既存建物借上費<br>通常の実費<br>既存建物以外<br>一体当たり<br>5,000円以内<br>検案<br>救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1　検案は原則として救護班<br>2　輸送費、人件費は、別途計上<br>3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来たしている場合で自力では除去することのできない者 | 1世帯当たり<br>134,200円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の捜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 | 1人1日当たり<br>医師、歯科医師<br>21,400円以内<br>薬剤師、診療放射線技師<br>臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士<br>16,500円以内<br>保健師、助産師、看護師<br>准看護師<br>14,700円以内<br>救急救命士<br>15,600円以内<br>土木技術者、建築技術者<br>16,900円以内<br>大工<br>18,900円以内<br>左官<br>17,800円以内<br>とび職<br>16,400円以内 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることが出来る。

# ○ 災害時における市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

**第１条**　この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）　第８条第２項第 12 号及び第 67 条第１項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

**第２条**　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(5) 火葬場の提供及びあっせん

(6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん

(7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣

(8) ボランティアのあっせん

(9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

**第３条**　被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号から第６号に掲げるものの品名、数量等

(3) 前条第７号に掲げるものの職種別人員

(4) 応援の場所及び経路

(5) 応援を希望する期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

**第４条**　災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2　自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

3　前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

**第５条**　応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

2　前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

**第６条**　応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

**第７条**　応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2　応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生

じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

（県の役割）

**第8条**　県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

**第9条**　市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（災害対策連絡会議の設置等）

**第10条**　この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2　災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

（補則）

**第11条**　この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

# ○ 災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

**第１条**　この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡の窓口）

**第２条**　協定第９条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表１（省略）のとおりとする。

（市町村の区分）

**第３条**　大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表２のとおり市町村を地域ごとに区分（以下「ブロック」という。）するものとする。

（応援ブロック）

**第４条**　被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表３に定める。

（応援職員の携行品）

**第５条**　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

（応援職員に対する便宜の供与）

**第６条**　被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

**第７条**　協定第５条第１項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1)被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2)前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

（経費の支払い方法）

**第８条**　応援市町村が、協定第６条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

(1)応援職員等の派遣については、前条に規定する額

(2)備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(3)調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4)車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5)施設の提供については、借上料

(6)協定第２条第９号に規定する事項については、その実施に要した額

2　前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町村長に請求するものとする。

（災害対策連絡会議）

**第９条**　協定第10条第２項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

2　災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。

3　災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

(1)応援体制に関する事項

(2)備蓄体制に関する事項

(3)防災訓練に関する事項

(4)その他必要な事項

4　この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附　則

この実施細目は、平成８年７月30日から施行する。

別表１　省略

別表２　省略

別表３　省略

# ○ 栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書

（趣旨等）

**第1条**　この協定は、災害の発生時において、栃木県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援（以下「相互応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2　前項に基づく相互応援については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定により、県と県内の市町村との間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の規定に関わらず、この協定を適用する。

（定義）

**第2条**　この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。

2　この協定において「応援」とは、次に掲げる事項をいう。

(1)災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん

(2)災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣

(3)災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあっせん

(4)前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

（応援要請）

**第3条**　被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2　県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3　前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

（応援の実施）

**第4条**　応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り、応援を実施するものとする。

2　県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合において、緊急に応援の必要があると認めた市町村等は、応援を行うことができるものとする。

3　前項の規定により応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

（応援実施内容の報告）

**第5条**　前条に基づき応援を実施した市町村等は、その応援内容を応援報告書により県に報告するものとする。

（経費負担）

**第6条**　第4条第1項及び第2項に規定する応援に要する経費は、被災した市町村等が負担するものとし、応援した市町村等に支払うものとする。なお、その額は当該市町村等の間で協議の上、決定するものとする。

（情報交換）

**第7条**　県及び市町村等は、平常時から必要な情報の相互交換等を実施し、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

（民間業者への協力要請）

**第8条**　県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

（連絡窓口）

**第9条**　この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては環境森林部廃棄物対策課、市町村等においては、廃棄物処理担当部署とする。

（協議）

**第10条**　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

（適用）

**第11条**　この協定は、平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書41通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月21日

# ○ 三国サミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定

三国サミット会議を構成する古河市、加須市、野木町は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条の規定により、いずれかの市町域に災害(同法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。)が発生した場合において、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、4 市町相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

**第 1 条** 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
(3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)消火、救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
(5)ボランティアのあっ旋
(6)児童生徒の受入れ
(7)被災者に対する住宅のあっ旋
(8)前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き)

**第 2 条** 災害の発生により応援を要請する市町(以下「被災市町」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

(1)被害の状況
(2)前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
(3)前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
(4)応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
(5)応援の期間
(6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

**第 3 条** 応援の要請を受けた市町(以下「応援市町」という。)は、当該応援の要請に応ずるものとする。この場合において、被災市町との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき第 1 条に掲げる応援を実施できるものとする。

(経費の負担)

**第 4 条** 応援に要した経費については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)応援に要した経費については、原則として応援市町の負担とする。
(2)前号の規定にかかわらず、応援活動に必要な燃料及び機器機材の補給については、被災市町の負担とする。
(3)第 1 条第 4 号に掲げる応援に派遣した職員(この条において「派遣職員」という。)が応援活動中又は被災市町への出動及び帰路の途中において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市町の負担とする。
(4)派遣職員が 1 月を超える派遣となる場合は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 に規定する職員の派遣とする。この場合、平成 7 年 2 月 23 日付自治省行政局公務員部公務員課長通知「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について(通知)」を準用するものとする。
(5)派遣職員が、応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市町がその賠償の責を負うものとする。

(その他)

**第 5 条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、3 市町が協議して定めるものとする。

(適用日)

**第 6 条** この協定は、平成 22 年 3 月 23 日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 3 通作成し、当事者署名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 23 年 2 月 10 日

# ○ 日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、日本水道協会栃木県支部規則第２条の２の規定に基づき、地震、異常渇水その他の災害において、日本水道協会栃木県支部(以下「支部」という。)に所属する正会員(以下「会員」という。)が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）

**第２条**　災害救助法(昭和22年法律第118号)等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理については、法令によるものとする。

（応援の内容）

**第３条**　会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

(1)応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣

(2)応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供

(3)施設の応急復旧に必要な資器材の提供

(4)作業に必要な車両、機械等の提供

(5)水道公認工事店の斡旋

2　応援会員は、前項に定めるもののほか、特に被災会員から要請のあった事項について、これに応じるよう努力するものとする。

（応援の期間）

**第４条**　応援の期間は、原則として７日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

（費用の負担）

**第５条**　応援に要した費用の負担は、社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の基準によることとし、これによりがたい場合は、関係都市の協議によるものとする。

2　第３条第２項の費用の負担については、その都度協議して定める。

（応援の要請）

**第６条**　被災会員は、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長を通し要請するものとする。

2　支部長は、別表第１の非常災害時の連絡先により、必要な措置を要請するものとする。

3　要請を受けた会員は、要請に応じるよう努力するものとする。

（要請の方法）

**第７条**　被災会員は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

(1)被害の状況

(2)必要とする応援の内容

(3)必要とする職員の職種別人員

(4)応援を要する期間

(5)必要とする資機材の種類及び数量

(6)応援の場所及び経路

(7)その他必要な事項

（応援体制）

**第８条**　応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

（被応援体制）

**第９条**　被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

（応援物資等の調査）

**第10条**　会員は、非常災害時の応援を円滑に行うために、毎年度、別表第２により職員の状況及び保有する物資、車両等を調査し、支部長に提出するものとする。

2　支部長は、前項の提出表を取りまとめ、会員に送付するものとする。

（協議）

**第11条**　この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附則　この要綱は、平成8年4月18日から施行する。

附則　この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

附則　この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

附則　この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附則　この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱連絡網（改正）

（H23.10.1以降適用）

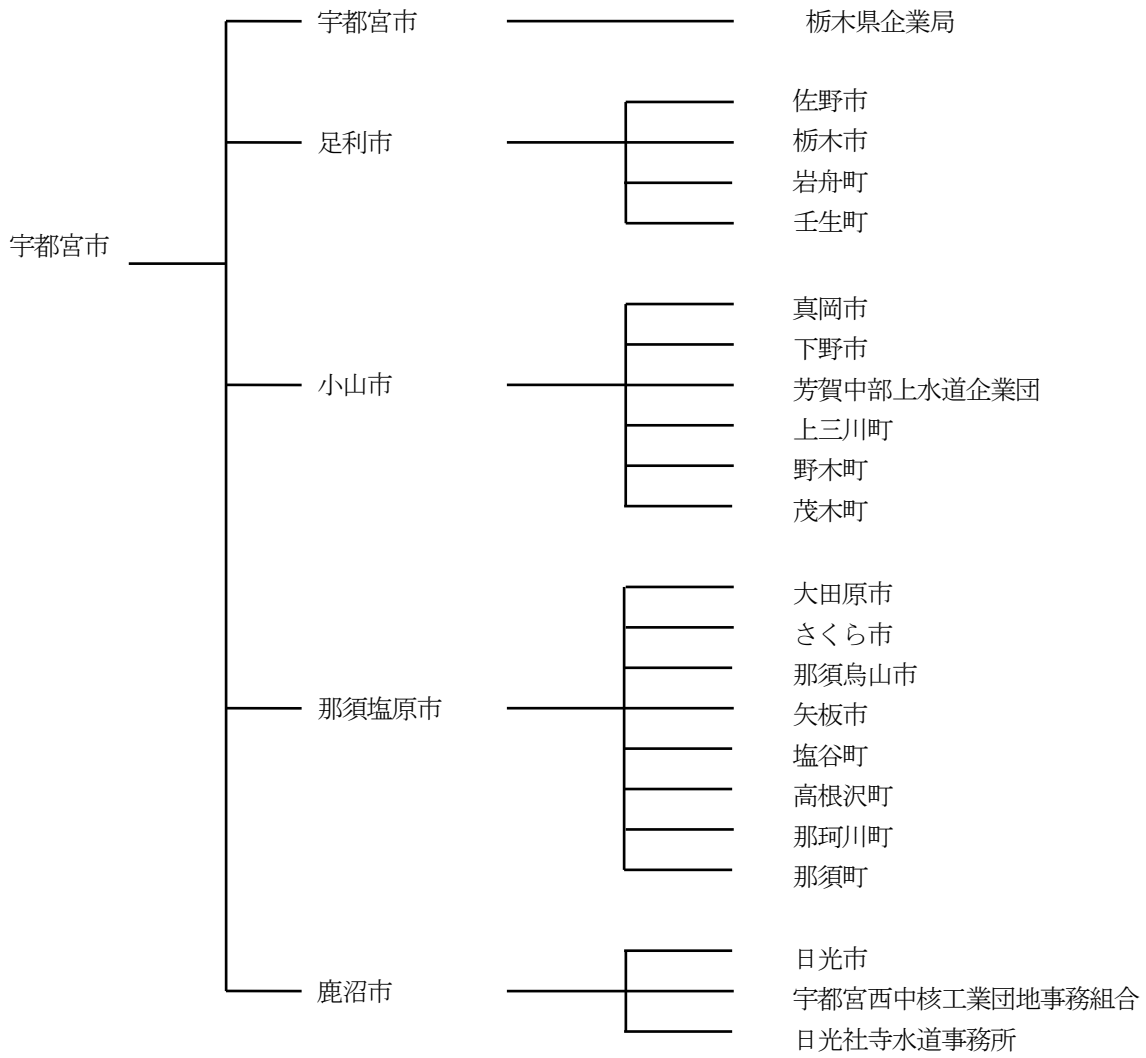

# ○ 特殊災害消防相互応援協定書

（趣旨）

**第１条**　特殊災害の防ぎょ等を広域的に処理するため、常設消防機関(以下「消防機関」という。)を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合(以下「関係市町等」という。)の相互間において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

（応援地域）

**第２条**　この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

（対象災害）

**第３条**　この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予測される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎょ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

（応援要請）

**第４条**　前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊(特殊車両の消防隊を含む。)、救急隊、消防関係資器材、職員等(以下「応援隊」という。)の応援を要請することができる。

（応援出動）

**第５条**　前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

**第６条**　応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

（経費の負担）

**第７条**　応援に要した費用は、次により処理するものとする。

(1)応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理費の経費は、応援側の負担とする。

(2)化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。

(3)前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

（適用除外）

**第８条**　隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は抵触する部分については、この協定を適用しないものとする。

（疑義等の協議）

**第９条**　この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

**附則**

1　この協定は、昭和56年6月1日から施行する。

2　この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

# ○ 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

野木町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第１条**　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

**第２条**　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

**第３条**　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

**第４条**　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)別表に掲げる物資

(2)その他甲が指定する物資

（要請の方法）

**第５条**　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

**第６条**　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

**第７条**　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場台は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

**第８条**　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

**第９条**　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

**第 10 条**　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

**第 11 条**　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものと

する。

（有効期間）

**第 12 条**　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 5 月 23 日

栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 番地
甲　　野木町長
新潟県新潟市清水 4501 番地 1
乙　　NPO 法人　コメリ災害対策センター　理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類 | 主　な　品　種 |
|---|---|
| 作業関係 | 作業シート、標識ロープ、<br>ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、<br>長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、<br>雨具、土のう袋、ガラ袋、<br>スコップ、ホースリール |
| 日用品等 | 毛布、タオル、<br>割箸、使い捨て食器、<br>ポリ袋、ホイル、ラップ、<br>ウエットティシュ、マスク、<br>バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、<br>簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係 | 飲料水、水缶 |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ |
| 電気用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、<br>カセットコンロ、カセットボンベ |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ |
| その他 | アルファ米 |

# ○ 災害時における物資の供給に関する協定書（関東フーズサービス）

野木町（以下「甲」という。）と関東フーズサービス株式会社（以下「乙」という。）とは、野木町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物費の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

**第１条**　甲は、災害時等における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

**第２条**　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

□ 飲料水　　□ その他清涼飲料水

（協力）

**第３条**　乙は、第１条の要請を受けたときは、甲に対し乙の保有する物資の供給に協力するものとする。

（要請の方法）

**第４条**　第１条の要請は、物資供給要請書（別記様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

（物費の引渡し）

**第５条**　物資の引渡しは、甲が状況に応じ指定する場所で行うものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、この運搬が困難な場合には、別に甲の指定するものが行うものとする。

2　甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3　乙は、物資を引き渡した場合、物資供給の措置状況報告書（別記様式第２号）により報告するものとする。

（物費の価格及び支払）

**第６条**　乙が甲に供給した物資の価格は、災害時等における直前の価格とし、その支払いについては甲、乙協議のうえ、速やかに行うものとする。

（担当者等の報告）

**第７条**　甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

**第８条**　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 24 年 12 月 30 日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲、乙いずれからも特段の意思表示がないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に５年間同一の条件をもって更新されたものとみなし、以降もこれと同様とする。

（協議）

**第９条**　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成 19 年 12 月 5 日

甲　栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 番地
　　野木町長

乙　栃木県小山市城北２丁目 11 番 10 号
　　関東フーズサービス株式会社　　代表取締役

# ○ 災害時の応急対策業務の実施に関する協定書（野木町建設産業連絡協議会）

野木町 野木町長 （以下「甲」という。）と野木町建設産業連絡協議会 会長（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第１条** この協定は、野木町地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

**第２条** 甲は、災害時に応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、必要な協力を要請することが出来る。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力をするものとする。

（協力の内容）

**第３条** 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

(1)人員の派遣

(2)資機材の提供

(3)労務の提供

（要請の方法）

**第４条** 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を災害協力要請書（別記様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は項の職員により口頭で要請し、その後速やかに分署により協力を要請するものとする。

(1)要請の理由

(2)要請の内容

(3)その他必要な事項

（作業活動）

**第５条** 甲の要請により、作業に従事する者は、甲の任用する職員の指示に従い、速やかに活動を実施する。

（業務完了の報告）

**第６条** 乙は、甲により要請された応急対策業務が完了した後、甲に対して災害協力実施報告書（別記様式２号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害補償）

**第７条** 乙は、この協定に基づく作業に従事した者に係る損害補償について、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び他に損害賠償保険等に任意加入している場合はこれらにより損害補償を行うものとする。

（協力体制の報告）

**第８条** 乙は、協定書取り交わし後、災害時に対応できる人員、資機材の状況及び連絡体制等を定めて、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告内容に変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、協力体制を甲に報告するのとする。

（有効期間）

**第９条** この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意志表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 19 年 3 月 20 日

甲　　野木町長

乙　　野木町建設産業連絡協議会　　会　　長

# ○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長　（以下「甲」という。）と、野木町長　（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

**第１条**　この協定は、野木町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

**第２条**　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　野木町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　野木町災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

**第３条**　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

**第４条**　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

**第５条**　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

**第６条**　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成 23 年４月１日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
　　さいたま新都心合同庁舎２号館　　国土交通省　　関東地方整備局長

乙）　栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571 番地
　　野木町長

# ○下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定

被災自治体（栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）と警察（栃木県小山警察署、栃木県栃木警察署、栃木県下野警察署）、消防（栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部）及び(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、その相互間においての提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第１条**　この協定は、災害が被災自治体で発生し、警察及び消防が行う人命救助活動に際し、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が資機材等を提供することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

**第２条**　人命救助活動に関する協力の要請は、被災自治体から(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して行うものとする。

2　被災自治体を管轄する警察及び消防は、人命救助活動のため(社)栃木県建設業協会下都賀支部の協力が必要であると認める場合には、被災自治体に対して前項の要請をするよう依頼し、依頼を受けた被災自治体は直ちに(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して前項の要請をするものとする。この場合において、緊急を要し、事前に被災自治体に依頼するいとまがないと認める時は、警察及び消防が(社)栃木県建設業協会下都賀支部に対して直接要請できるものとし、警察及び消防は、事後速やかにその事実を被災自治体に通知しなければならない。

3　(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り要請を受諾するものとする。

4　前項の協力の要請及びその受諾は文章により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

（報告）

**第３条**　(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、協定締結後、人命救助活動に実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに本協定加盟団体に提出するものとする。

2　名簿には業務協力者の緊急連絡先、業務員数及び建設資機材種別等について記載するものとする。

3　(社)栃木県建設業協会下都賀支部は、業務協力者の名簿の内容に変更に生じたとき、本協定加盟団体が特に求めたとき又は協定の有効期間を延長したときは、業務協力者の名簿を本協定加盟団体に提出するものとする。

（費用の負担）

**第４条**　この協定により、(社)栃木県建設業協会下都賀支部が提供した資機材等の費用については、被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、被災自治体が負担するものとする。

2　資機材等の提供を要請した自治体と被災自治体が異なる場合には、被災自治体が費用を負担するものとする。

3　被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

（遵守事項）

**第５条**　この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事を遵守するものとする。

(1)この協定の締結事実を、自己又は他人に利するための手段として利用しないこと。

(2)この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3)この協定に基づく人命救助活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

（従事者の補償）

**第６条**　従事した者が、当該活動により負傷、り患、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により行うものとし、同法の適用がない場合は、被災自治体と(社)栃木県建設業協会下都賀支部が協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

**第7条**　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、本協定加盟団体のいずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

**第8条**　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度本協定加盟団体で協議して定めるものとする。

平成24年10月29日

栃木市長
小山市長
下野市長
壬生町長
野木町長
岩舟町長
栃木県小山警察署長
栃木県栃木警察署長
栃木県下野警察署長
栃木市消防本部消防長
小山市消防本部消防長
石橋地区消防組合消防本部消防長
社団法人栃木県建設業協会下都賀支部支部長

〔様式一覧〕

様式第１号

避　難　所　収　容　台　帳

野木町　　避難所

| 責任者<br>認　印 | 月　日 | 収容人員 | 物品使用状況 | | 記　事 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 品　名 | 数量 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

（注）　１　「収容人員」欄は当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事」欄に記入しておくこと。

２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

３　他町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式第２号

避　難　所　用　物　品　受　払　簿

野木町

| 品名 | | 単位<br>呼称 | |
|---|---|---|---|

| 年　月　日 | 摘　要 | 受 | 払 | 残 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）　１　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

３　最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

**様式第３号**

避難所設置及び収容状況

野木町

| 避難所の名称 | 所　在　地 | 種別 | 開設期間 | 実人員 | 開設日数 | 延人員 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

（注）　１　「種別」欄は、既存建物使用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
　　２　「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

**様式第５号**

輸　送　記　録　簿

| 年月日 | 目　的 | 区　間 | | 使　用　車 | | 輸送担当者 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 区間 | 距離 | 種類 | 台数 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

（注）「金額」欄は運送費、借上費を記入し、「備考」欄に業者名を記入すること。

様式第４号

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第　　号　　年　　月　　日<br><br>緊急通行車両確認証明書<br><br>知　　事　㊞<br>公安委員会　㊞ | | | |
| 番号標に表示されている番号 | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） | | | |
| 使用者 | 住所 | （　　）局　　番 | |
| | 氏名 | | |
| 通行日時 | | | |
| 通行経路 | 出発地 | 目的地 | |
| | | | |
| 備考 | | | |

備考　用紙は日本工業規格Ａ４とする。

様式第６号

燃料及び消耗品受払簿

| 品　名 | | 単位<br>呼称 | |
|---|---|---|---|

| 年　月　日 | 摘　　要 | 受 | 払 | 残 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）　「摘要」欄に購入先、受入先、払出し先を記入すること。

様式第７号

修　繕　費　支　払　簿

| 輸送<br>年月日 | 目　　的 | 故　障<br>年月日 | 故　障<br>場　所 | 故障車両等 | | 故　障<br>の概要 | 修繕<br>年月日 | 修繕費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 車　両<br>ナンバー | 所有者 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

（注）　１　「故障の概要」欄に故障の原因及び故障箇所を記入すること。

２　「備考」欄に修理先を記入すること。

**様式第８号**

野防災第　　号

年　　月　　日

栃木県知事　　殿

野木町長　　㊞

災害用応急食料配給申請書

次のとおり災害救助のための主要食料の応急配給が必要でありますので、承認下されたく申請します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 応急配給を必要とする理由 | | | | | | |
| 所要品目・数量 | | | | | | |
| 所要数量の算出基礎 | 種別 | 配給対象人員 | 配給基準量 | 1日当り配給必要量 | 配給予定日数 | 配給必要総量 |
| | 罹災者用 | | 1食<br>200ｇ×3 | | | |
| | 配給機関が罹災したときの配給用 | | 1日 400ｇ | | | |
| | 災害対策従事者用 | | 1食<br>300ｇ×3 | | | |
| | 計 | | | | | |
| その他 | | | | | | |

**様式第９号**

政府物品引渡要請書

関東農政局栃木農政事務所

局　　長　殿

所　　長　殿

保管業者　殿

| 種別 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

上記政府物品の引渡を要請します。

年　　月　　日

野木町長　　㊞

（注）　１　宛名はそれぞれの該当者とすること。

２　「備考」欄には、要請数量の基礎となる事項を記入すること。

３　「緊急引渡要領」第２の４の場合に作成すること。

様式第 10 号

政　府　物　品　受　領　書

保管業者　　殿

| 種　　別 | 産年 | 包装 | 量目 | 等級 | 数量 | トラック番号 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

上記政府物品を受領致しました。

年　　月　　日

野木町長　　㊞

引取人又は代理人

住所

氏名　　㊞

立合人氏名　　㊞

立合人氏名　　㊞

（注）　1　「緊急引渡要領」第２の３の場合は引取人から、第２の４の場合は町長から提出すること。

2　「備考」欄には、引渡につきこの事実を証明する参考事項を記入する。

様式第 11 号

野防災第　　号

年　　月　　日

栃木県知事　　殿

野木町長　　㊞

政府物品緊急引取報告書

次のとおり緊急引渡しを受けたので報告します。

| 月　日 | 倉庫名<br>（倉庫、倉所） | 種別 | 産年 | 包装 | 量目 | 等級 | 数量 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

（注）　倉庫名の下に倉番、倉所を（　）書とすること。

様式第 12 号

食 料 品 現 品 給 与 簿

| 給食年月日 | | 給食数 | 実施場所 | 給食内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年 月 日 | 区分 | | | | |
| | 朝 | | | | |
| | 昼 | | | | |
| | 夕 | | | | |
| | 朝 | | | | |
| | 昼 | | | | |
| | 夕 | | | | |
| | 朝 | | | | |
| | 昼 | | | | |
| | 夕 | | | | |
| | 朝 | | | | |
| | 昼 | | | | |
| | 夕 | | | | |

（注） 1 炊出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。

2 「給食内容」欄は献立を記入すること。

様式第 13 号

炊出しその他による食品給与物品受払簿

| 品名 | | 単位呼称 | |
|---|---|---|---|

| 年 月 日 | 摘要 | 受 | 払 | 残 | 購入金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注） 1 「摘要」欄に受入先、払出し先を記入すること。

2 最終行欄に受払残の計及び金額を明らかにしておくこと。

様式第 14 号

炊 出 し 用 物 品 借 用 簿

| 品　　名 | 数　量 | 使 用 場 所 | 期　　間 | 金　　額 | 所　有　者 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）　「品名」欄は使用場所ごとに記入すること。

様式第 15 号

飲 料 水 供 給 記 録 簿

| 年 月 日 | 供 給 地 区 | 対　象<br>人　員 | 給　水　用　器　機 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 名　　称 | 数量 | 所　有　者 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

（注）　１　給水用器機は借上したものとし、有償の場合は「備考」欄に記入すること。

２　「対象人員」欄は概数を記入すること。

様式第16号

物　資　受　払　簿

| 品　名 | | 単　位<br>呼　称 | |
|---|---|---|---|

| 年　月　日 | 摘　　要 | 受 | 払 | 残 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）　「摘要」欄に購入先又は受入先、払出し先を記入すること。

様式第17号

物資給（貸）与及び受領簿

| 住　家<br>被害程度 | | 世　帯<br>構成員数 | 人 | 氏　名 | |
|---|---|---|---|---|---|

| 給（貸）与<br>年　月　日 | 品　　名 | 数　量 | 給与貸与の区分 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第 18 号

救　護　班　診　療　記　録

救護班

班長氏名　　㊞

| 年　月　日 | 患　者　氏　名 | 年齢 | 病　　名 | 措　置　概　要 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第 19 号

救護班医療品・衛生材料使用簿

救護班

班長氏名　　㊞

| 品　　名 | 単位呼称 | 単価 | 摘　　要 | 受 | 払 | 残 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（注）　1　「摘要」欄に受入先を記入すること。

　　2　「備考」欄に払高数量（使用量）に対する金額を記入すること。

様式第 20 号

救護班の編成及び活動記録

| 期　　間 | 診　療<br>患者数 | 死　体<br>検案数 | 班　の　編　成 | 班長職氏名 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）　1　「診療患者数」欄は延人員を記入すること。

　　2　「班の編成」欄は職種ごとの人員数を記入すること。

様式第 21 号

医療品・衛生材料受払簿

| 品　名 | | 単　位<br>呼　称 | | |
|---|---|---|---|---|

| 年　月　日 | 摘　　要 | 受 | 払 | 残 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）　1　「摘要」欄に購入先又は受入先、払出し先を記入すること。

　　2　「備考」欄に購入単価及び金額を記入すること。

様式第 22 号

病院・診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

| 診療機関名 | 診療期間 | 診療人員(延) | | 診療報酬点数 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 入院 | 通院 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

様式第 23 号

助産台帳

| 分娩年月日 | 助産場所 | 分娩者氏名 | 年齢 | 分娩介助者名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注） 「備考」欄には、出生児の性別、体重及び分娩時の経過概要を記入すること。

様式第 24 号

遺体捜索状況記録簿

| 年 月 日 | 捜索地区 | 捜索遺体 | 捜索用機械器具 | | | 金 額 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 名 称 | 数 量 | 所有者 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（注） 「捜索用機械器具」欄は借上費の有無を問わず記入すること。

様式第 25 号

遺体捜索用機械器具燃料受払簿

| 品 名 | | 単 位<br>呼 称 | |
|---|---|---|---|

| 年 月 日 | 摘 要 | 受 | 払 | 残 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注） 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」欄に購入単価及び金額を記入すること。

様式第 26 号

遺体捜索用機械器具修繕簿

| 機械器具の名称 | 所　有　者 | 故障年月日 | 故障の概要 | 修繕年月日 | 修繕費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

（注）　「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式第 27 号

遺　体　処　理　台　帳

| 死　因<br>年月日 | 死<br>亡 | 遺体発見の<br>日時場所 | 死亡者 | | 遺　族 | | 洗浄等の処理費 | | | 保存場所<br>期　間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 氏名 | 年齢 | 氏名 | 関係 | 品名 | 数量 | 金額 | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

様式第28号

# 埋　葬　台　帳

| 死亡年月日 | 死因 | 埋葬年月日 | 死亡者 | | | 埋葬を行った者 | | | 埋葬費 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 住所 | 年齢 | | 住所 | | 関係 | 棺代 | 埋・火葬料 | 骨箱代 | 計 | |
| | | | 氏名 | | | 氏名 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

（注）　1　埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入のこと。

2　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨「備考」欄に記入のこと。

様式第29号

# 学用品購入（配分）計画表

| 品名 | 単価 | 小中学 区分 | 小学生 全壊（焼）流失 児童数 | 小学生 全壊（焼）流失 数量 | 小学生 全壊（焼）流失 金額 | 小学生 半壊（焼）床上浸水 児童数 | 小学生 半壊（焼）床上浸水 数量 | 小学生 半壊（焼）床上浸水 金額 | 中学生 全壊（焼）流失 生徒数 | 中学生 全壊（焼）流失 数量 | 中学生 全壊（焼）流失 金額 | 中学生 半壊（焼）床上浸水 生徒数 | 中学生 半壊（焼）床上浸水 数量 | 中学生 半壊（焼）床上浸水 金額 | 合計 数量 | 合計 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式第 30 号

学　用　品　交　付　簿

| 住家の被害区分 | 学年 | 学童(生徒)氏名 | 親権者住所氏名 | 給与品内容 | | | | | | | 給与年月日 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 教科書 | ノート | 教材 | 鉛筆 | 筆入 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

様式第 31 号

応急仮設住宅入居者台帳

| 番号 | 住所 | 世帯主氏名 | 家族数 | 入居年月日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）　1　「住所」欄は災害前の住所を記入すること。

　　2　「摘要」欄に入居後の経過を明らかにしておくこと。

**様式第 32 号**

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

| 修理年月日 | 対象家屋 | | 修理箇所 | 業者名 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 住所 | 世帯主氏名 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注） 「摘要」欄に修理に要した費用を記入すること。

**様式第 33 号**

臨時雇上賃金職員勤務状況表

| 救助種目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | 氏名 | 年齢 | 単価 | | | | | | 基本賃金 | | 増割賃金 | | 計 | 受領印 |
| | | | | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | 日数 | 賃金 | 時間 | 金額 | | |
| | | | | 日 | 日 | 日 | 日 | 日 | | | | | | |
| | | | | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | | | | | | |
| 計 | 名 | | | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | | | | | | |

野木町地域防災計画（改訂）
平成 25 年 3 月

発　行：野木町防災会議
事務局：野木町総務課消防交通係　TEL：0280-57-4112
〒329-0195　栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571